

令和7年度

南三陸町議会議録

9月会議 9月 2日 開会
9月 11日 散会

南三陸町議会

令和 7 年 9 月 2 日 (火曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 1 日目)

令和7年度南三陸町議会9月会議会議録第1号

令和7年9月2日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦浩君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀洋子君

保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君
選挙管理委員会事務局書記	渡邊 隆史君
農業委員会事務局長	佐藤 正行君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
次長兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和
主幹	佐藤 美恵

議事日程 第1号

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時05分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時05分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日より9月会議の開催となります。皆さんには大変御苦労さまでございます。9月会議は決算議会とも呼ばれており、令和6年度決算を審査する重要な議会となります。議会が認定した事業等が適正かつ有効に執行されているか、厳正に審査をいただきたいと思います。まずは一般質問から入ることになります。緊張感のある一般質問を期待いたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、ここで当局より、9月1日付の人事異動に伴う議場出席管理職の職員の異動について、これを議会に報告したい旨の申入れがありました。この際、これを許可いたします。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） おはようございます。

私から報告をさせていただきます。9月1日付の人事異動により、私、総務課長事務取扱という形になります。引き続きよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年度南三陸町議会9月会議を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から9月会議の本会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひをいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、財政援助団体監査結果報告書、定

期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、教育委員会より、お手元に配付しておりますとおり教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書が提出されております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、総務産業建設常任委員会、民生教育防災常任委員会から陳情審査報告書が提出されております。

次に、一般質問は佐藤雄一君、阿部司君、佐藤正明君、菅原辰雄君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、伊藤俊君、及川幸子君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。佐藤正明委員長。

○ 7番（佐藤正明君） 3ページにあります委員会調査状況は記載のとおりになっております。

次の4ページから調査期間、調査事件、調査目的、調査の経過につきましては、調査の概要等には定例会議の都度報告していることから割愛とさせていただきます。

今回は調査の結果を結びとしてありますので、結びの文を朗読させていただきます。

当町の森林は町域の76%を占め、地域資源として重要な価値を有しており、地域の経済の一翼を担う重要な産業であることは明らかである。一方で、木材価格の変動、担い手不足、山林の手入れ不足など課題が顕在しております。これに対応するためには、町民、企業、外部人材の協働による持続可能な林業の再構築が必要な状況となっている。

当委員会では、これまでの調査を得た知見を踏まえ、当町の森林振興は地域資源を守り育てる“循環型地域社会”的実現に向けた多角的な施策の展開を求めるものである。「担い手の確保・育成」「木材の高度利用」「森林資源の管理・活用」「住民との連携」の4柱を基に、循環型の地域づくりを進めていく必要があると考える。

例えば、本年5月に視察しました高知県仁淀川町では、行政、山主、施業者、流通加工業者等の林業に携わる人々が、情報を共有できる対話の機会を設け、林業を中心とした地域産業の再構築を10年にわたり行っている。その陰には、担当職員が部署異動をしないという熱意の下、自らスペシャリストになり取り組むことで実現化されており、他自治体では異例の体制を構築していた。

当町においても、関係者同士が向き合うべき方向性を共有し林業振興を行っていくことを始まりの一歩とし、これから林業施策を進めていくことが望ましいと考える。

したがって、林業の振興は一朝一夕に成果が出るものではなく、長期的な取組が必要不可欠であり、よって、南三陸町の未来を支える施策とするために、今後とも議会との連携を深め、地域に根差した持続可能な林業施策を目指し展開していくことを提言とし、結びといたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長、村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） 民生教育防災常任委員会からの報告を申し上げます。

所管事務調査を行った結果を報告いたしますので、1番目の調査期日等については記載のとおりでございます。

2番目の調査事件については、防災・減災への取組についてということで進めております。

（3）調査目的、調査事項、調査方法、調査概要につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、いろいろございますけれども結びについて報告をいたしますので、7番目の結びに入りたいと思います。

広島の詳細について御報告を申し上げます。竹原市、熊野町についての報告でございます。

平成30年の被災後、危機管理の専門部署をつくった広島県竹原市、熊野町。

一方、危機管理課を総務課の1つの係へと再編した南三陸町。もちろん、我が町の防災対策が後退したわけではないが、被災後、どうやって住民の防災意識を高いままで保つかという不变の課題があることをこの正反対の2つの動きから意識させられる。重要な取組である。

住民の意識を高く保つためには、職員の意識が重要である。財源がない。時間がない。できない理由は幾らでも見つけてこれる。だからできないと結論づけることは簡単だ。しかし、今できなくて困っていることがあるのならば、それをできるようにするための理由を考えることこそが、困難は伴うが、重要で尊い仕事ではないか。できない理由ではなく、できる理由を考えてほしい。

震災直後から言われ続けていることではあるが、高台団地に道が1本というのはやはり大きな不安が付きまとう。発災リスクの高い団地を洗い出し、避難路、進入路が確保できない場合の次善策の検討など、できるところから進めてほしい。また、いざというとき飼っているペットと共に避難できるよう、受入体制を整えることも必要である。資機材の調達を含めて、

平常時から備えておくことが重要である。

災害列島に暮らす以上、いついかなるときにどこで被災するか誰にも分からない。大災害を経験した我々が言えることの1つは、災害から生き延びられるかどうかは、避難訓練に真剣に取り組んでいたか否かが大きな要素になっているということである。防災・減災の意識を町民全てに浸透させ、かつ、それを長い期間高いレベルに保つということは、相当なエネルギーが必要になることだ。できないかもしれない。しかし、諦めてしまってはそこで終わりである。たゆまぬ地道な継続こそが、いざというとき命を守る最後のとりでとなる。

これからも、災害でもう二度と命を失わない町を目指して、自助、共助、公助、それぞれの取組を住民と一緒に推進しながら、安全・安心なまちづくりを続けていくという決意を新たにして、結びといたします。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、議会広報常任委員会の報告をいたします。

資料は3ページということになるかと思いますが、議会だより第78号の作成について、4回ほど委員会を開きまして検討、協議をいたしました。6月定例会議の内容を町民の皆さんに広く知らしめるために、議会だよりを発行したところでございます。また、今回の9月定例会議の日程等を議会だよりお知らせ版として町のホームページに掲載しております。

報告は以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

8月27日に令和7年度南三陸町議会9月会議、この9月定例会の議会運営について、それから議員派遣について協議をいたしました。

また、資料にありますとおり南三陸町議會議員政治倫理条例の起草についても、議長からの諮詢を受けて検討をしております。しかしながら、我々の残りの任期とスケジュール感を考えますと、成案まで持っていくということは非常に難しいかなというふうに言わざるを得ないかと思いますが、昨今、地方議会であっても議員の政治倫理を遵守する姿勢というものが住民から強く求められているというふうに思いますので、我々といたしましてはぎりぎりまで検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和7年度南三陸町議会9月会議の開会に当たり、6月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、山形県庄内町合併20周年記念式典について御報告を申し上げます。

去る6月28日、山形県庄内町の合併20周年記念式典が開催され、御案内をいただきましたので出席してまいりました。

庄内町様には、東日本大震災の発災以後、物心両面にわたり多大なお力添えを賜りました。

本町の今日の復興があるのは、庄内町様をはじめとする多くの皆様からの御支援があったからであります。

庄内町は、平成17年7月1日に旧余目町と旧立川町が合併し、新たな町として歩みを始められました。この間、庄内町の皆様が力を合わせて取り組んでこられたまちづくりに敬意を表するとともに、合併20周年という大きな節目を迎えたことにお祝いを申し上げてまいりました。

なお、本町においても本年10月1日、合併から20年の節目を迎えることとなります。御案内のとおり10月4日に記念式典を挙行いたしますので、議員皆様方の御出席をよろしくお願ひいたします。

次に、地方創生伴走支援官による現地視察について御報告を申し上げます。

7月7日及び8日の1泊2日の日程で、本町について伴走支援をいただく国の職員の方3名が現地視察として来訪されました。

本町を担当いただく3名は、国土交通省、国税庁及び防衛省に所属される方々で、今回の視察においては、高校魅力化事業の具体として南三陸高校及び旭桜寮の運営等に関し直接御確認をいたしましたほか、南三陸311メモリアルや南三陸さんさん商店街なども視察され、本町における震災伝承に向けた取組、産業の振興施策の状況等についても確認をいただきました。

184市町村からの応募に対し、全国では60の市町村、宮城県では唯一お力添えをいただける

ことになった機会を十分に生かし、本町が抱える課題の解決等に向け、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、カムチャツカ半島沖を震源とする地震に伴う津波警報等に関する対応について御報告を申し上げます。

7月30日、カムチャツカ半島沖を震源とする地震に伴い、8時37分津波注意報、その後、9時40分に津波警報となり、同時刻に避難指示を発令、避難所を開設しました。

町の潮位観測システムでは、13時42分に名足漁港において最大波64センチメートルを観測し、16の指定避難所には最多で515名の方が避難をされました。

人的被害の報告はありませんでしたが、物的被害については、養殖施設の4施設において津波の影響により養殖施設が流され、いかり綱が切れるなどの被害が発生したほか、養植物の落下の被害が確認されております。

今回の対応を振り返り、避難情報の伝達体制など、改めて点検、検証を行い、さらなる防災力の強化につなげてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に……。（「議長、指名以外でのあれを」の声あり）行政報告に対する（「行政報告というか、これまでやったことについて」）の声あり」どういったことですか。（「実は入谷で火事がありまして、その件に関する事務処理に関してちょっと疑義があるので」の声あり）ちょっと行政報告に全然触れていないと思いますので、何か議案の審議等で行ってください。違う質疑の場面があったところで行ってください。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので行政報告を終わります。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

それでは、私のほうから、4ページです。いろいろ数々工事の報告が出ております。これで私の記憶では5,000万円以上が議会の議決を要するのかなという記憶があるので、その辺の確認なんですけれども、4ページの一番上、令和7年度戸倉地区配水管更新工事で、予定価格5,685万円で、契約金額が6,050万円、菅慶南三陸営業所が契約しております。

それが1点と、その次の戸倉地区配水管更新工事、これも予定価格8,056万円で、契約金額8,503万円。これ旭洋設備工業志津川営業所さんが取っております。

その次の令和7年度戸倉地区配水管更新、これも工事なんですけれども、予定価格5,101万円で、契約金額5,280万円。これも旭洋設備工業志津川営業所が取っております。

こういうことで5,000万円以上のものが、これは町長専決の報告で出ておりますけれども、議会の議決が必要でないのかどうか、その辺確認お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 私からお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、公営企業法に基づく契約でありますので議決の対象外となります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、議決の対象になりますと言うんですけども……。（「なりません」の声あり）なりません。公営企業だからということで、水道管だからということの解釈でよろしいですか。

もう一つですけれども、その中で、3つ目が消費税の関係で5,000万円多くなっているんですけども、この消費税は契約金額に入っているのかどうなのか、その辺もお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 大変失礼ですが、及川議員も決算審査を行っていりたいと思いますのでよくよく御承知のことだと思います。繰り返しになりますが、公営企業法に基づく契約でございますので、議会の議決の対象外ということになります。加えまして、当然のことながら消費税を含む額が契約金額ということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。
これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、佐藤雄一君。質問件名、1、町内に高齢者福祉施設を誘致する考えはないか。2、震災後に建てられた木造公共施設の点検・管理状況は。以上2件について佐藤雄一君の登壇発言を許します。佐藤雄一君。

[5番 佐藤雄一君 登壇]

○5番（佐藤雄一君） おはようございます。5番議員の佐藤でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、壇上より一般質問をいたします。

1件目の質問件名は、町内に高齢者福祉施設を誘致する考えはないかということで、町長にお聞きします。

趣旨につきましては、本町での高齢化率が40%を超えた現在、今後ますます利用者が多くなると見込まれる予想がされておりますが、町内に高齢者福祉施設を誘致して1人でも多くの方が利用でき、待機者を少なくし、家族が安心して仕事や生活ができるような環境整備を重点目標に置くべき時期に来ているのではないかと私個人的には思いますが、町の考え方を伺います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員の1件目の御質問です。

町内における高齢者福祉施設を誘致する考えはないかということでお答えをさせていただきますが、御承知のように、本町の高齢化率は令和5年12月に40%を超え、本年7月末時点で40.81%となっております。令和5年度に策定をいたしました高齢者福祉計画第9期の介護保険事業計画において、令和32年度までの高齢者人口及び高齢化率の見込みを推計しております。総人口の減少により高齢化率は今後も上昇傾向となりますが、高齢者人口については、団塊の世代が後期高齢者となる今の時点がピークになっておりまして、今後は減少していくという見込みになります。

このような中で、現在、本町における高齢者福祉施設は、特別養護老人ホームが2事業所、介護老人保健施設が2事業所、認知症高齢者グループホームが2事業所開始され、合計6つになりますが、介護サービスの提供を実施しているところであります。

施設サービスは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者が適切な介護サービスを受けられるように提供されておりまして、定期的に介護ニーズを把握しながら、在宅サービスとのバランスを図りながら整備をされてきたものであります。

各施設の利用状況といたしましては、定員を超える入所希望者があるものの、平均待機期間は県内でも短いほうであり、また、計画で見込んでいる需要と供給に大幅な乖離が見られないことから、現時点で新たな施設の誘致は検討しておりません。

今後は、次期介護保険事業計画の策定に関する基礎調査を通じて介護ニーズを把握しつつ、適切な入所及びサービス提供の確保に進め、計画の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 答弁ありがとうございます。

以前は、最も多いときで待機者が50とか80人とかというような聞いたことがございました。

現在は30から50人という大分少なくなってきておりまして、でも施設でお世話になる方が町外にも行かざるを得ないということで、ケアマネさんも隣の町、市から来ているものですからなかなか町内でのお世話になれないという現状の中で、家族も大分お世話するのに行ったり来たりというような形の中で大変苦労されているということも聞いております。病院でも、ある一定程度の入院期間ですか、それが過ぎますとどこか探していただきたいというような家族への申入れが多くなってきているような感じもしますけれども、病院ではこのような形の方を何床ぐらい用意されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可します。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、病院の事務長のほうから答弁させる前に私からちょっとお話しさせていただきますが、もちろん入所定員があって、それから現実に入所している方々の人数がございます。当然、そこの中にはどうしても入所を希望してなかなか待機をしているという方がいらっしゃいますが、実はこれ実態の数をつかむのが非常に難しいんです。

と言いますのも、施設入所については、申込み1つの施設だけではなくて、2つ3つと入所希望を出している方々いらっしゃいますので、現実にどれだけ待機の方々がいらっしゃるかという実態の数をつかむということはなかなか難しいという現実がございますので、そこはひとつ前提として御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、施設、いわゆる居住系のサービスを提供するということになりますと、基本的に地元優先ということではなくてその方が持っている判定基準を優先ということになりますので、基本的には地元だから必ず入れるということではないということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 大変申し訳ございません、今、手元に資料がございませんので後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 私もその辺は重々というかある程度は知識の中に入れているつもりではございますけれども、今、町長言われましたように希望どおりにはいかないと、そういう介護度ということもあるし、各他町村というか他の自治体からも皆さんがあんまり入ってきてないようでございます。

それで、以前から 1 か所、 2 か所では申込みはかなわないから多くの施設に申込みだけはしておきましょうというような形の中で持ち込まれている方が多いと聞いておりました。ただ、以前から比べると大分待機者が少なくなっているということで安心はしておりますが、一番大変なのは、やっぱり家族の方々が安心してお世話ができるというか安心して生活ができるようなこういう暮らし方をしてもらえば一番いいんですけども、なかなか希望どおりにいかないというのが実情でございます。そこで、なるべくならばできるだけの方々が近くで療養ができるような形でお世話いただくのであれば、家族も安心して仕事にも就けるのではないかなと思っています。

それで、家族も大勢いればいいんですけども、親 1 人子 1 人とかそういう世帯が大分多くなってきております。そこで考えられるのは、仕事を半日でも休んで親の面倒を見なくちゃならないというような状況が迫ってきていることは確かにございます。できれば、そういうことがかなうならばそういう方向づけに持っていくような形にしていただければと思ったんですが、条件もいろいろあるんだというような町長の答弁でございますので、何と言いますか、大変なことは大変なんだね、お互いにね。ましてや、今仕事のない時代ですが、ちょこちょこ休むような状態の方は少ないと思うんですよね。先ほど言いましたように、家族が大勢であれば誰かが見て互い違いに見ていただけるんですが、核家族になってお世話する人が大分少なくなってきたということでございますので、これ以上はちょっと私も何てお話ししていいか分かりません。

そういうことで、町長の話は正解だと思います。今後、高齢者が多くなってくる世の中でございますので、人口もあと 20 年もすればもう今の人口の半分にもなるというような統計も出ておりますので、その辺は今後、我々も明日明日、後期高齢者は何か月か過ぎましたけれども、いずれはお世話になるかなと思いますので、その辺は充実した配慮をいただければなあと思っております。

次に行きますけれども、地域包括センターを充実していただけるような活動をしていけば高齢者も元気が出るのではないかなど。元気づけるためにも今もいろいろな活動をしているようです。それ以上のことをお願いしたいと思いますが、何か考えていることございませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地域包括の件については保福の課長から答弁させますが、実はこの介護施設なんですが、今、大変なのは職員が全く足りないという状況でございまして、町内の介護施設においても、この 3 月に随分退職した方々がいらっしゃるということで、入所のベッ

ドを減らすというような状況にもなっておりまますし、先日の新聞報道にもありましたように、介護職員がもう全く不足していて40年度にはもう57万人の介護職員の不足ということが予想されるということがありますので、これ、この町ということよりも全国的に介護施設のありようというものが大きく見直しをしないと運用できなくなっていくんじやないかというような危機感は、私も実は持っているんです。そういう観点から考えながらも含めて、この問題については非常に多岐にわたっていろいろ検討を加える必要があるだろうなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

地域包括支援センターでございますけれども、介護予防事業がメインということでございまして、現在では介護予防事業、日常生活支援総合事業といったことに取組をさせていただいております。その中でいきいき百歳体操なども実施してございますし、介護予防の場を提供していくということで実施をさせていただいております。

今後の部分におきましては、成年後見制度、それから権利擁護といった部分で力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ありがとうございます。

大分いきいき体操などは各地域で普及されてきております。生活支援も一部滞りなくお世話になっているような感じではございますが、もっと参加できるような形の中で考えていただけないかどうか、よろしくその辺考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 今、お話をいただきましたもっと参加できる環境の中でといったところにつきましては、今、既存で実施をさせていただいている事業の取組といったところも継続をしながら、幅広く参加いただけるような環境づくりといったところには今後も力を入れていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ひとつ、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、先ほど町長が言われましたように働き手が減少していくというような形のお話をいただきました。施設は施設なりに物価対応対策としていろいろと工面しているようでございますが、町としてもそういう、国から補助が出ていないんでしょうけれども、単独で町か

らの各方面への支援というものは考えられるのかどうか、ひとつその辺お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高齢者施設についても非常にいろいろなものが高騰して大変だという実態がございましたので、以前になりますが、電気料の高騰分について町として補助をしたという経緯がございますので、それ以来、補助制度は使っておりませんが、基本的には、そういったそれぞれの施設の中で現状としては内部努力ということでやっていただいているとは思いますが、いずれそういった実態も含めながら、いろいろ調査をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ありがとうございます。

今、全国的に農産物が大変な高騰をしているということでございますので、食生活に大変重要な米問題も大分出ておりますので、その辺等も支援していただければなあと思ってはいるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変米の高騰も含めて野菜もそうですが、しかしながら、かといってじゃあ現状でそれを直に支援をするということについては、多分、こういった施設だけではなくて様々な分野で苦労なさっている方々がいらっしゃると思いますので、ここだけといった支援の在り方というのは、なかなか現状としては難しいのではないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 今後とも、高齢者につきましては生きがいの持てるような、今後、生きがいを持って生活できるようなもうこういう制度で、施策であればいいなと思っておりますので、今後とも、その辺、高齢者に向けてはひとつ支援をお願いしたいと思っております。ぜひ前向きに考えていただきながら、1件目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目に入りたいと思います。2件目は自席より質問をさせていただきます。

質問件名は、震災後に建てられた木造公共施設の点検・管理状況はということでございます。相手は町長です。

趣旨は、戸建住宅、その他の木造工作物も、住宅においては保証期間も10年過ぎましたので終わりました。そろそろ点検する時期が来ていると思われます。一定の年数がたった多くの

木造工作物は現しが多いため、雨風が当たり表面が傷んでくる時期を迎えていると思います。

管理物件の点検をする必要があると思いますが、今、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員の2件目の御質問です。

震災後に建てられた木造公共施設の点検・管理状況についてお答えをいたしますが、町が管理する公共施設において、震災後に整備された木造施設は一定の年数が経過をいたしました。木造の劣化や外装材の損傷が見られてくる時期を迎えております。

これらの施設については、現状把握を目的とした定期的な点検を実施し、必要に応じて補修や塗装、部材交換等を行うことで施設の長寿命化を図っているところであります。

災害公営住宅の戸建木造住宅につきましても、入居者による日常的な維持管理に加え、町による定期的な点検を実施し、安全で快適な居住環境の確保に努めているところであります。

なお、木造施設に特化した計画を策定はいたしておりませんが、南三陸町公共施設等総合管理計画に基づき、優先度や財源の状況を踏まえ、計画的に点検、修繕、更新を進めているところであります。特に本町の木造施設は地域材を生かした建築が多く、適切な維持管理を行うことは地域資源の保全や町の特色的継承にもつながるものと考えております。

今後も限られた予算を有効に活用しつつ、町民の方々が安心して利用できる公共施設及び災害公営住宅の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 私が一番気にしてるのは、我が町のシンボルであります中橋の件なんですが、あそこの工作物は不特定多数の観光客でにぎわって利用されているわけでございますが、これは特に管理と点検が必要ではないかなと思って今回は提案させていただきました。下の通路から上を見上げてみると、大分汚れも目立ってきておりますが、それ以上に大分風化してまいりました、床面がです。それで、長もちさせるためには、今、少しでも手をつけていかなくてはならないのかなあと思っておりますが、設計時点でのメンテナンスは何年ぐらいたったらばやったほうがいいですよというアドバイスなどがあったかなかったか、その辺お聞きします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 特に木造の部分に特化して申し上げますと、特に何年というようなものはないんですが、現状を申し上げますと、月に1回程度、町の職員が行って現状を観察している、目視点検をしているというところです。その中で、基本的には、例えば、床面で

一部破損があつたりという場面についてはその都度交換をしているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 中橋の床も本当に大分風化してまいりました。それで、床板の小口などを見ますとそのとおりでございました。腐るだけが風化ではなくて、小口なども大分もう荒れてきてまして、年輪の分は残っていますが、だんだんへこみが多くなってきてているような状態でございます。だから、長もちさせるのにはやっぱり今塗装をもう一度かけたほうがいいのかなと思うわけ。やるとなれば相当の金額がかかると思うんですよね、中橋についてはです。

その辺なんですが、とにかく毎日のように大勢の観光客が利用するところでございますので、小ぎれいに気持ちよく行ったり来たり帰っていただくような形の中で、設備をきちんとしておいたほうがお客様も喜んで帰られるのかなと思うわけで今発言をしているわけですが、とにかく手を今入れておかないと長もちはちょっと難しいのではないかと思うわけで、そういう手入れの計画というのはないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、佐藤議員から御心配のお言葉をいただいておりますが、あそこには本当にたくさんの観光客の皆さん方が来場していただいておりますので、まずは観光客といいますか、橋を利用する方々の安全をまずは第一ということでやっておりますので、今、御指摘のように、今後危ないという部分については担当課のほうで直しているということですので、いずれそういった形で安全対策というのを進めていくというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 中橋の現状でございますが、議員御指摘のとおり、風雨にさらされることで若干白っぽくといいますか、そういう感じに見える状況にあるのは我々としても認識しております。そういう白っぽくなるとは別で、建設当時には防腐処理を行っておりまして、10年程度もつだろうということで現在管理を進めています。

なかなか白っぽくなった部分を全面的にというのはそういう財源との調整という部分もございますので、現時点であれを全て改修するという計画はございませんが、安全面に加えて、当然、観光客の皆様の見た目といいますか、そういう部分についても我々としても意を用いてまいりたいと考えておりますので、引き続き経過観察をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 同じく松原グラウンドにあります工作物も、下地は鉄骨ですが床の部分は木ということで、その辺も点検はされていると思うんですけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 松原の展望台といいますか、あれは東京のレンドリースという会社の方々がボランティアでずっと入っていたその記念として造っていただいたものでありますので、中橋もそうですし展望台もそうですが、全て地元材ということにこだわって造っていましたのでありますので、いずれ何か支障があれば町としても対応していきたいというふうに思います。

議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） いろいろな方々から提供していただいて、いろいろな形で維持管理というものは大分今後かかるのかなと心配するのは私だけではないと思います。少しづつ予算化をしておいて、いざどっこい来たときには簡単に直せるような形の予算組みを考えなければと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員お話しのとおり、木造ですので通常ですと10年以上過ぎますとそういう見た目であったり、あるいは安全性、耐久力といいますか、そういう部分に影響が出てくる可能性があるということですので、我々としても、日常点検をしっかりとすれば安全面の確保という部分に取り組んでまいりたいと思いますし、そういうものが早急に直せられるような体制というものは我々としても考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐藤雄一議員の1件目の質問に対する答弁の保留がありましたので、答弁を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 先ほど答弁を保留させていただきました御質問について、回答させていただきます。

当院は、一般病棟40床、それから療養病棟が50床という内容でございますが、このうち御質

間の、介護保険で入院される方という多分御質問だと思うんですけれども、いわゆる介護保険が適用になって入院されるベッドというのはございませんで、いずれも医療保険が適用される長期の療養が必要な方を受入れしているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 次に、戸建住宅について伺いたいと思います。

戸建住宅は、私が心配するのは、軒先が鋼板使ってたわけなんですね。それでそじるのが、劣化するのが普通の木材よりは大分早いと思うんです。その辺は注意深く今後見ていくべきだと思います。あれがもう劣化して塗装等が抜けてしまうと本当に傷みが早まります。そうすると、屋根ですので大変なことになりますので、その辺は十分に見ていくべきだと思います。その辺は見てもらっていますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 災害公営住宅の木造に限らず、住宅については年に1回の定期点検をやってございます。それ以外に随時、我々職員も行って目視の点検をしております。議員おっしゃるとおり、鋼板ですとやはりさびが発生したりということで劣化が生じるものでございますので、そのあたりは我々のほうでもしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 住宅だけでなく、図書館辺りも多分軒先、軒板は多分鋼板だと思っておりました。その辺、外面に出ている分はほとんどもう傷まりが早いというような考えで今後手入れに向かっていただければと思います。

それから、先日も火事になりました。火事が起きました町営住宅なんですが、あの手の住宅というのは今はどのぐらいあるか分かっていますか。通告外といえば通告外ですが、それで、その中に今、空き家が何か所あって入居者が何人、何か所というか何棟あるのか、その辺、今後の資料にしたいと思いますのでひとつ教えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 震災以前に建てられた公営住宅ということで、木造の部分につきましては41戸ございます。このうち、すみません、ちょっと手元に正確な資料はないんですが、10戸前後の空きがあるというふうに認識しております。

基本的には、木造の古い住宅については今後はなるべく入居を控えて、できれば新しい震災

後に造った公営住宅のほうに入居していただきたいという方向で考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 先日の火災の住宅含めて、今後解体する予定はありますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 基本的には、入居者の方がいなくなった団地から随時解体をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 最後の質問になりますけれども、今現在、入谷中学校、今、土手、のり面の工事が始まるわけですが、あの建物も大分老朽化しているような状態なんですが、あの物件というのは賃貸物件なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 旧入谷中ののり面の保護といった部分については、現在、工事のほうを進めさせていただいてございますけれども、その下にといいますか中段にございます建物については、いわゆる従来の古い特別教室という形になってございまして、今現在は団体のほうにお貸しをしているといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） その辺についてですけれども、下に住宅が建っていて、住宅の方が心配されているんですよね。大分老朽化しています。それで、賃貸物件ですからお金も発生していますけれども、貸しているお金より下にある商品がありますが、万が一、商品等が災害で壊れたりなんかした場合の補償とかはどうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御指摘の商品といったものが団体さんの内部の物で団体さんの所有物であれば、もうお借りされている団体さんの責任の中で処理いただくということになろうかと思いますけれども、一方で、町の所有物がお貸ししているにしましても、その底地となります土地等の影響で何かしらの損害といったものが生ずれば、それはやはり一義的には所有者の責任になろうかと思いますので、物自体の所有者が誰であるかとか、その時々の事象がどういった事象でそういった形になったのか、そういうことを丁寧に整理をしながら、そういうトラブルといったものには対応していくほかないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 外部から見ますと大分傷みがあるようなんですよね。あの建物というの

は、当初、賃貸物件にするとき耐震診断か何かして補強して貸したのかどうかです。町にもある程度、賃貸物件であれば何か万が一のことがあればそれを補償しなくちゃならないというような契約になっているのか。その辺確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆる耐震診断を施した上での賃貸かといったことについては、実施をしていなかったという記憶でございますけれども、議員御指摘のとおり、いわゆる木部が雨ざらしの状態の建物でもございますので、それ以外の雨水対策といった面も含めまして、今、のり面の工事等も施工させていただいておりますが、引き続き、ほかの住宅が下のほうにもございますので、そういう住宅にお住まいの方々への影響等といったものも随時確認をさせていただきながら、必要な対応を図っていきたいと思っております。当然、借主の方々との今後の調整といったものも出てくるかと思いますので、必要に応じた中で必要な協議を進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 被害があれば、賃貸の金額より当町のほうが大きいと、町の負担も大きくなるのかなと思うわけでございますので、その辺今確認させていただきます。とにかく、この項目とは違いますが、今、のり面の工事やっておりますが、大雨降ると石段の脇から相当の水が流れてきていると、その辺確認されて工事始まっているとは思うんですが、その辺、確認して終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現地のほうはどういう形状なのかという部分については、昨年度の設計委託の中で確認をさせていただいておりまして、現在、工事を進めているという状況でございます。完成は一応10月末頃見込んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、阿部司君。質問件名、1、持続的出生数維持の考えについて。2、高齢者単身世帯について。3、ふるさと納税の受入れについて。以上3件について阿部司君の登壇発言を許します。阿部司君。

[2番 阿部 司君 登壇]

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長より登壇して質問をする許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今回、質問は在任期間中の最後の質問になりますので、少々熱い質問になるかもしれません。

できるだけ快活になるような努力はしますが、よろしく御協力方お願いしたいと思います。

今日は質問3件用意しておりますけれども、1問目の質問ですけれども、件名が持続的出生数維持の考えについて。質問の相手方は町長とさせていただきます。

質問の内容でございますが、厚生労働省が発する人口動態統計の数値においては国内の出生数が大幅に減少し、地域社会に多大な影響を与えるものと考える。については、町の現況と今後の対応及び政策の考え方をお伺いいたします。

まず、1点目として、県下第2位の合計特殊出生率の要因について。

2点目ですが、直近5か年間の人口動態と年間出生数の推移について。

3点目が、出生数維持に向けた課題と今後の主たる取組施策について。

以上3点でございます。よろしく対応方お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の1件目の御質問です。

持続的出生数維持の考えについてお答えをさせていただきますが、初めに御質問の1点目になります。令和6年4月に厚生労働省が公表しました人口動態統計特殊報告によりますと、平成30年から令和4年までのデータを基に出された本町の合計特殊出生率は1.46でありまして、県内では女川町に続いて2位となっております。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均子供数に相当するものであります。

本町の出生の状況を見ますと、第3子以降の子供が出生数のおおむね3割を占めており、比較的高い割合を維持していることに加え、3世代同居世帯の割合が国や県よりも高くなっています。また、家族で子育てを支える環境があるということや、これまで町独自の子育て支援策として実施をしてまいりました保育料の軽減や子ども医療費助成の拡充なども要因の1つであると考えております。

次に、御質問の2点目ですが、町の集計値で申し上げますと、令和2年度末の人口は1万2,353人でしたが、令和6年度末には1万1,417人となり、936人減少しております。出生につきましては、令和2年度は56人でしたが、令和6年度は45人であり、年度によって増減はありますが、減少傾向となっております。

最後に、御質問の3点目ですが、出生数の維持に向けては、全国的に若者の都市部への流出や晩婚化、ライフスタイルの多様化など社会全体として少子化に関する課題があり、本町においても、昨年度実施をいたしました子ども・若者調査において、子供を持つことに

対して経済面の不安や子育てと仕事の両立が難しいといった回答を多くいただいたところであります。

出生数の維持、向上といったことに対する特効薬はないと考えておりますが、本町では、令和7年3月に策定いたしました第3期総合戦略及び南三陸町こども計画に基づき、子供を安心して産み育てられる町を目指して様々な子育て支援に取り組んでいるところでありまして、今後におきましても、時代の変化や子育て世代のニーズに合った施策を積極的に展開してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

合計特殊出生数というのは、正確な数値になるのかなど、実際にそういうふうになるのかなと思っておりますけれども、この出生数の出生率の上下はどういうふうな町に影響を与えるものなのでしょうか。その辺のお考えをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） うちの町ということではなくて、基本的にいわゆる人口が維持していくということについては、基本的には合計特殊出生率が2.1という数字がある意味人口をそのまま推移できるということになりますので、1.46という数字が県内で2位とはいいうものの、人口を維持していくという観点の下で言えば、まだ低いというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 合計特殊出生率の先ほどの求め方というものを御答弁の中で話されたと思いますけれども、大体女性が出産できるであろうという年齢、15歳から49歳までの年齢層を各年齢層に合わせて実際の出産した数を年齢ごとに割っていくと。その総和のいわゆる平均値を出すんだというふうな計算だと思うんですけれども、その計算の数値を表す上で、出生率を上げる要素となるものがあると思うんですけども、いわゆる女性の方がたくさん出産すればこれ上がるんですけども、それ以外の件でどういうふうなことが考えられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

出生率を上げる要素といったお話を思ったと思しますけれども、まず上げる要素とすると、合計特殊出生率で用います年齢の女性の人口を増やしていくかないとというところ、いわゆる分母、裾野の部分が大きくなないといったところが上げる要素の1つにもなってくるのかなと考

えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ちょっと理解できないところもあるんですけれども、一応分母を大きくするというふうな御答弁のようですが、実際に出生する年齢層というのは、先ほどの町長の答弁の中にありましたように晩婚化していますよと。いわゆる高齢化していく20代後半から30代に最も出生する年齢層に移行していますよという意味の答弁だと思うんですけれども、いわゆる若い人、15歳から特に20代前半あたりのいわゆる女性が、これがいなくなると、出生数は実際に子供を産む年齢層の方が集中してきて出生率が上がると思うんです。この件についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御指摘の内容が、ちょっと私のほうがしっかりと捉えていなかったら恐縮なんですけれども、まさに議員お話しのとおり、また保健福祉課長がお話しさせていただいたところでございまして、まず分母自体が単純に増えれば合計特殊出生率が上がるかというと、そうではないと考えています。

今、お話しの内容からしますと、合計特殊出生率の基本的な考え方が、町長答弁にございましたとおり15歳から49歳までの女性の年齢別出生率ということですので、御指摘いただいたこの年代の中でもさらに若年層の方々であれば、結果、スパンといいますか期間となる周期の49歳までの期間が長くなるといったことになりますので、晩婚化といったものが比較的改善、解消されれば、合計特殊出生率といったものにもプラスの作用が働くんだろうという見方はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 晩婚化も出生率が当然上がってくると思いますけれども、いわゆる、先ほども言いましたように20歳前後のそういう方がその自治体からいなくなると出生率は上がるというのが、大方のこれ要素の中に含まれているわけです。大方のいわゆる出生率そのものが高くなることは大いに喜ばしいんですけども、出生率が上がる要素としては、若い女性が自治体から流出していくと、これは出生率がなおさら上がるんです。いわゆるその表れが、都市化している、例えば、大きい仙台市とかそういうところも、実際の数値化としては出生率の影響に出ているというふうになると思います。

それで、本当の実際の出生率が高い、それが実証として高いのかどうかというのは、生まれてくる子供の数が、いわゆるここ数年間でどういうふうな推移なのか。先ほど答弁ありまし

たように、令和2年に56人ですか、そして令和6年には45名とおっしゃいましたか、徐々に下がりますよというふうな答弁だと思うんですけれども、話を遡りますと、合併当初の平成17年には129人なんです、出生数が。5年後の21年には115人なんです。平成29年には79人なんです。先ほど言いましたように、今現在というか、令和6年現在で45人ですよというふうなことになろうかと思うんですけれども、年を追うごとに出生数は減ってきているんです。かつての合併当初20年前の人数から見ると3分の1なんです。

この辺は果たして出生率が高いといって拍手喝采で喜ばれることなのかなと。高いのはいいんですけども、その裏づけとしてクエスチョンマークがつくんじゃないかなと、私はそういうふうに考えるなんですが、当町としてはいかがなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、阿部議員の質問を聞いていて分かりづらいんです。それは何かというと、出生率と出生数をごちゃ混ぜにしてお話ししているので、なかなか答えをするほうももうどこがどうなのかとつかみづらい質問ですので、なかなか担当のほうもちょっと悩みながら話しているんですが、基本、出生数という観点でいければ、今お話しのとおりでどんどん落ちているということは、これは全国の自治体で同様の状況です。

御承知のように、昨年の日本の人口の減少数はもう90万人なんです。これはもう90万人というと、山形が昨年100万切りましたので、ほぼ山形が1年間で1つなくなるぐらいのそういう人口減少が起きているということですので、うちの町が合併のときは3分の1になったというのは、全国的にそういう状況を示しているということでございますので、人口がこのまま推移するということになりますと、地域全体の活力も含め社会が縮小していくということになりますので、そこは同様に全国の自治体が同じような危機感を持ちながらこの問題に取り組んでいるということですので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほどの第1回目の町長の答弁の中でも触れられてありますように、やはり出生率を上げるためには、子育ての支援がある環境もあるんじゃないかと。いわゆる子育てをする、例えば、実家とか同居する人の支援があるもので産みやすい環境下にあるんじゃないかというのもあると思うんですが、今後、出生数を増やすための政策といいますか、そういうふうなことはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 家庭環境の中で子育てをお手伝いしてくれる方がいるということは、あ

る意味、負担が少しは軽減になるということですので、ただし、私も今年の6月かな、みなさんはび、子育て支援のお母さんたちの会議があって、皆さん方がこういう対応をしてもらうと子育てしやすいよねというような会議がありまして、私も参加させていただいて、子育て世代のお母さん方たちのいろいろな意見をお聞かせさせていただきました。様々な御意見もいたしましたし、以前にも、子育ての世代の方々から町に対してこういう政策をやっていただければというお話をいただいて、保健福祉のほうでいろいろ頑張って様々な取組を展開しておりますが、少しずつでもそういった子育て環境がよくなるようにということで、担当課としてはいろいろな様々な取組をしているということあります。

これまで子育ての支援対策として、保育料の軽減とか、あるいは子ども医療費の助成の拡充、子育て世帯の応援券を支給しておりましたが、皆さん方からの要望によりまして、今年度からこれまでの商品券から現金に替えるというような取組もいたしておりますし、一時預かり事業も、これも皆さん方の要望でスタートしたのは令和3年からスタートしておりますし、産後ケア事業ということも含めて、ある意味、子育ての皆さん方から御要望のあったものについては順次、我々としても取り組んできているというところであります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 数日ぐらい前の新聞だったかな、宮城県下の子育ての件で新聞に載っていた件なんですけれども、宮城県下35市町村ありますけれども、その35市町村のうちの32の市町村が、5年前の令和2年から比べると児童福祉費が増加していますよと、ほとんどの市町村が増加していますというふうなことで、当町も増加しているようです。その辺のどういう面が増加しているのか、これが児童福祉が増加するとそれだけプラスになるのはこれは当然のことですけれども、強調されている面なんかがお分かりでしたら、御説明をお願いしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 児童福祉費でございますけれども、増加傾向ということでございまして、先ほど町長が申し上げましたとおり、独自の子育て支援事業なども展開をしているというところでもございますし、また、今年度におきましては、新規事業としましてこどもの居場所づくり支援事業といったものにも取り組んでいるというところでございます。子育て世帯に向けた支援といったところ、それから、あと国・県を通じて給付金的なところの部分もございますので、当町におきましても児童福祉費につきましては増加傾向にあるといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 児童福祉費の令和2年あたりで大体6億1,000万円ぐらいですか、昨年の令和6年度で8億1,000万円ぐらいだったかなと思うんですけれども、結構児童福祉費が年を追うごとに増額しているなとは思うんですけれども、今後、こういうものをさらに強調したいというような政策ありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今後の取組といったところでございますけれども、一般質問の中にもありましたとおり、人口減少、少子化に対応していくためといったところでございますが、まずは町のほうで策定をしてございます総合戦略、それからこども計画に掲げる各種施策を着実に展開していくといったところが1つでございまして、それに加えまして、子育て世帯とかあと民間の子育て団体とのニーズにも応えていきながら、行政だけではなくて地域や皆さんで子育てを支えていくという環境づくりに力を入れていきたいというふうに考えておりまして、そういう機運を高めていきながら、各種施策、環境づくりといったところに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

続いて、出生祝金ってあると思うんですけども、当町では幾らぐらい、出産した場合、1人に対してどのぐらい祝金を出しているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、子育て世帯応援券、今年度から現金で給付ということでございまして、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子以降が10万円ということでの支給をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 3、5、10ですね。1子より2子、2子より3子、増えれば加算金というかな、その額が多くなるよという意味だと思いますけれども、仮の話なんですが、この額が多大に増額になった場合どのような、仮の話ですよ、お金あるかないかは別ですけれども、仮にこれ10倍になつたらどうなるでしょう。いわゆる出産して1子で30万円、2子で50万円、3子で100万円、そういうふうになつたら、これ出生数が上がると思うんですが、お金あるなしは関係なく、もしその影響を考えた場合、どのようなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなかはかりかねます。基本的に、この間、子育ての方々とお話しした際に満足度という話があったんです。満足度というのが、南三陸で満足度があまり高くなない分野がありますよという話でしたときに、そのときに私お話ししたのは、例えば、今の話の例に引きますと、一番最初に子ども・子育ての応援券配付したときに大変喜んでいただいた。これが3年、4年、5年になると当たり前の制度になってくるんです。当たり前の制度になると、最初の頃はその分は満足度すごく高かった。ところが、3年、4年たってきて当たり前になると、その満足度というのは落ちてくる。ですから、今のように30万円、50万円、100万円となったときに、満足度は1年、2年、3年ぐらいは多分あると思います。しかし、これが当たり前の制度と定着すると、どんどん落ちていく。そうすると、阿部議員のお話をもっと広げていけば、次は300万円、500万円、1,000万円という話になってくる。それが果たしていいのかということになると、果たしてどうなんだろうなという思いがなきにしもあらずだと。

それが本当に成果として表れるということが保証されているということであれば、またこれも政策の1つとして考えなければいけない部分があるんだと思いますが、こども計画をつくった際にアンケートを取りました、若い方。その中で、子供を持ちたくないという方が二十数%いるんですよ、現実問題として。理想とする子供の数は2人というのが一番多いんです。要は、自分の生活サイクル、それから職場環境、社会環境、いろいろな環境を踏まえながら、自分としてどれぐらいの子供がふさわしいというかあったほうがいいのかということが、そういう数字に表れてきていますので、この金額を増やしたから、果たして4人になる、5人になるということがあるのかということになると、甚だ私は疑問に思ひざるを得ないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 政策は1本ですとあまり効果がないと思います。2本、3本、4本、5本、6本で政策がやはり増えれば、多重化すれば、より効果的になるのかなというふうなことで、例えばの話で、今、10倍の金額というふうなことを出したんですが、それを状況に応じてまた元に戻すとか他の政策に切り替えるとか、人間は欲を追う動物ですから、やはりそれなりの状況変化に対応して政策も変えていかなければいいと思うんですけども。ただ、参考までに金額というものを明示したわけでございます。

やはり出生祝金がこれまた増えれば、私は、個人的にはこれは刺激的になって増えるのかな

と、端的には一時的には増えるのかなと思っております。ただ、お金がないというのは十分私も知っていますし、このお金について、お金の今度はつくり方というふうなことについては、3件目の質問でちょっとまた触れてみたいと思います。

1件目の質問については、これで終わりにしたいと思います。

続いて、2件目に入りたいと思います。

2件目の件名は、高齢者単身世帯について。質問相手は町長とさせていただきます。

質問の内容でございますけれども、地方の人口減少は年を追うごとに深刻化しだい大きな社会問題になっている。こうした背景の下、少子化や非婚化の進行により高齢者単身世帯の増加が懸念されることから、以下の点について考えをお伺いします。

1点目として、当町における高齢者単身世帯の状況について。

2点目、孤独・孤立対策推進法の取組状況について。

3点目、今後の身寄りのない高齢者に対する支援の考え方についてという3点でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。高齢者単身世帯についてお答えをいたします。

まず、1点目ですが、令和7年の7月に公表されました宮城県高齢者人口調査による令和6年度末の本町の在宅独り暮らし高齢者は693人であります。高齢者人口に占める割合は14.9%となっております。割合で見れば、県内では5番目に低い自治体となります。過去5年間で100人の増加となっておりまして、今後も増加する見込みということになります。

次に、質問の2点目ですが、孤独・孤立対策推進法に基づく孤独・孤立対策重点計画では、本町では策定はしていないものの、既存の施策の中で自殺予防や居場所づくりに関する取組を実施しております。

孤独・孤立の状態は世代を問わず発生するものでありますので、全世代を対象とした支援策を講じる必要がありますが、特に高齢者については取り巻く環境や心身の健康への影響が深刻な状況をもたらす可能性が高いと認識しておりますので、介護保険事業の中での地域づくり事業や見守り支援事業といったソフト事業を通じて孤立・孤独のリスクの緩和を図っているところであります。

最後に、御質問の3点目になりますが、高齢者単身世帯の増加が見込まれる中で、本町では、地域包括支援センターを中心に生活支援体制整備事業による地域とのつながりづくりや

権利擁護事業により、安心な生活を守るための相談支援を実施しているところであります。

しかしながら、ケースの複雑化や複合化、それに対する新たな支援制度の創設等によりまして、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理といった生活を支えていく支援の在り方は、求められる範囲が拡大をしてきている状況であります。

本町では、国の第二期成年後見制度利用促進計画に基づいて、地域連携ネットワークの構築のため、本年から地域包括支援センターを中核機関と位置づけるとともに、南三陸町成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の強化を図っているところであります。

必要な支援制度につなげるだけでなく、高齢者が尊厳を持って地域で生活できるように、社会福祉の基本理念であります地域福祉の推進に向けて、引き続き地域で支え合える体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 続けて、じゃあ質問をさせていただきます。確認の意味も込めて質問していきたいと思います。

高齢者の単身世帯が増えているというふうなお答えだったんですけども、これは性別でも仮に分かるものでしょうか。男性が多い、女性が多いとか、あるいはその地域ごとにも分布として傾向が見られるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、男女別といったところの数値は持ち合わせてございません。

地域別のところでございますけれども、今回、宮城県のほうで発表しております高齢者人口の調査結果といったところでのお話でございますけれども、各圏域ということで高齢化率の状況については発表されているという状況でございまして、例えば、気仙沼本吉地域でございますと41.2%で、前年から増減で申しますと0.5ポイント増というところ。それから、あと登米、石巻、栗原ということで全ての圏域でそういった公表がされているというところでござ

ざいます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

増加だというふうなことなんでしょうけれども、私は個人的には都会の話かなと思っていたんですが、地方のこういう自治体においても、いろいろな分野で単身世帯というのが増えているのだなというふうな、個人的にはそういう感想を私は持っています。

単身世帯の増加というふうなのに合わせて孤立死というものも出てきているんですね。これらの問題について、1か月ぐらい前かな、ニュースでもあったんですが、日本全体でいわゆる独りで亡くなっている検死体が20万人ぐらいあると。その中で独り暮らしでいる人が4割ぐらいなんですが、それが死後4日以上で発見された人が約41%ありますよというふうな記事が載っていました。かなりの数だと思うんです。3万1,000人ぐらいと言っていたかな。これはどこの地域にあっても大変な大事なんですけれども、当町においてはそういう孤立死なんていふるのは出た経緯があるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

孤立死でございますけれども、確認が取れている震災後におきましては、そういった孤立死といったところのことはないということでございます。独居の方で亡くなられた方につきましても、遠方に親族がいたりといったようなことが確認はされているということでございまして、お亡くなりになられた後の手続等については、そういった身内の方に御対応をいたしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 孤立死がもたらす社会的な影響というものはどういうふうに捉えられて いるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

社会的な影響といったところでございますけれども、孤立死といったことについて、我々町のほうとしても、実際そういう状況にならないようにといったことで、これまで様々な事業、見守り支援等というところを実際に行ってきたところでございます。こういった孤立死がもたらすといったところでは、そういった事業について実施をしている中で万が一そういうことになった場合には、ちょっと事業のやり方も含めて見直しなども必要になってくるの

かなといったところでございまして、あと社会的というところでは、すみません、そういうことの答弁とさせていただきたいと思います

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 孤立死は、社会的にもこれ今後増えてくる傾向にあると思うんです。公営住宅などはもとより、集落の個人の自宅であっても、やはりそこで孤立死というのが生じた場合、これはその集落なり周辺地域にもかなり悪影響が出ると思うんです。賃貸物件なんかに入ってしまえば、なおさらそれは事故物件というようなことで誰も利用する人はいないでしょう。できればそういうことを防ぐような手だてというのは、これ考えなくちゃならないんですけれども、先ほどの答弁にも出ましたように見回りというふうな話もありますけれども、その見回りの今の現況というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 見守り支援といったことで御回答させていただきたいと思います。

現在の見守り支援ということにつきましては、昨年までは災害公営住宅の見守り支援といつたことで、高齢者以外の方もそういった対応をさせていただいているというところでございまして、今年度、令和7年度につきましては、災害公営住宅の分は高齢者の見守り相談支援といったことで実施をさせていただいておりまして、支援員さん、L S Aさん、監督者を含めて、これまで9名体制で実施をさせていただいて、今年度、すみません、縮小ということでL S Aの人数を減らしているということでございますけれども、今時点ではそういった災害公営住宅を含めて、高齢者の気がかり世帯だったり見守りをしながら、それから地域でのイベント等にも参加できるような形での声がけといったところを事業として実施をさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も不勉強で分かりませんけれども、そういう見回りの状況というのは、当然、名簿とかそういうのを審査して対象者を募ると思うんですけども、そういうのはどういうふうな形で決めていくのかなあと、その辺お答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 見守り支援といったところの具体的な対応といったところなんですけれども、まずL S Aさん、それからあと民生委員さんにも御協力をいただいているというところがございます。

そういう方々に御協力をいただきながら、災害公営住宅であったり各地域の中でちょっと気になる世帯がある、高齢者の、例えば、独居の世帯の方でなかなか生活が苦しいとかといったようなところもお聞きをしながら、そういう方々へ今後どういうアプローチをしていくかといったところも、見守り支援の中で上がってきた方々に対する個別の対応といったところをそれぞれ検討していきながら進めているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほど見回りされる方は9名ほどというお話だったと思うんですけれども、9名ほどで対象者は何件くらいあるものなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 先ほどの答弁で9名というふうにお話をさせていただいたのは、あれは昨年度までということでございまして、今年度からは見回りのL S Aの人数も縮小しているということでございます。

それから、災害公営住宅のお話でございますけれども、まず災害公営住宅で高齢者の独身世帯につきましては、直近で押さえているのが令和6年度末ということでございますけれども、254の方が高齢者の単身世帯となっております。65歳以上の災害公営住宅の入居者につきましては538名ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） その数字聞いただけで、私は随分負担が伴うなと思いましたけれども、実際L S Aの方にどのような感想を持たれているんでしょうか。負担が適度か、負担が多いか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

例えば、1人当たりに対しての負担といったことについては、負担が高いというところでございますけれども、L S Aさんにつきましては、災害公営住宅の高齢者の皆様方にも頼りにされているというような存在でありまして、何かあれば相談をしたりというような対応を常にやっていただけるということでございます。そういう対応を今後も継続して実施をしていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

次に、3番目に入りますけれども、身寄りのない高齢者世帯の今後の支援の方法なんですか

れども、かぶりますけれども、町の実際は対象者にはなっていないのであっても身寄りのない人が亡くなった場合の町としての関わり方というのは、現状は今どうなんでしょうか。例えば、葬儀とかあるいは火葬とか、そういうふうな現況というのはどういう状況になっているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

身寄りのない方、または身元が分からぬ方という方が亡くなられた場合でございますけれども、行旅病人及行旅死亡人取扱法というのがございまして、そちらのほうに基づきまして、死亡地の自治体が火葬を行うということになってございます。

それから、身元が判明しているが引取手がいない場合も同様の取扱いということでございまして、こういったケースにおきましては、火葬までは各自治体のほうでの対応ということになっているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） これまだ本決まりではないんですけども、これもニュースで取り扱っている範囲で公表されている分野なので聞きますが、来年からいわゆる通常国会にかかるらしいんですけども、いわゆる孤独死に当たる人の、これから身寄りのない人のいわゆる扱い方というのが、各自治体である社会福祉協議会あたりが主体となって取り組むんですという方向性で進んでいるんです。本決まりではありません。

さらに、今現在は、民間では単身世帯の人が万が一のこと備えていろいろな民間業者、そういうのに補償制度として入っている事業もあるわけです。ただ、高額なためにそれはなかなか100%全員が対象になるというわけでもないわけです。そのために、いわゆる所得に応じた対処ができるように、各自治体の社会福祉協議会が中核となっていわゆる取り組むようになるというんです。

そして、第三者が監視するようなシステムになるというふうなことで、本決まりではないから別にここでどうのこうのという話ではないんですけども、ただ、これからの方針としては、ある程度の方向性は持つておかなくちゃないとと思うんです。その辺のお考えというのがもし現段階であれば、お聞きしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今、議員からお話をありましたとおり孤立・孤独死についてといったところでは、国のほう

でも様々な動き等が出ているというところでございます。こちらも今後にはなってくるんですけども、厚労省によりますと、例えば、身寄りのない人が亡くなった場合の遺留品の取扱いといったところの手引きも改正をしながら、あと火葬費として死亡者の口座から預金を引き出す場合には、相続人への意思確認が不要であるといったことも、そういった流れも今後取り入れていくというようなことでございますので、そういった今後の国の動きには注視をしていきたいというふうに思っております。

また、高齢者等の集金サポート事業というのも既に動き出しているというところでございまして、例えば、病院への入院、介護施設への入所の手続の支援、日常生活の買物とかも含めて、死後事務も含めてというところでございますけれども、家族や親族に代わって支援するといった高齢者等の中心サポート事業といったものも国ほうで進めているというところでございまして、既に全国ではこういった事業を実施している事業者もございますので、町のほうといたしましても、国の動きなどを今後も注視しながら、適切ないわゆる孤独死、孤立・孤独対策といったところの事務に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そう思いますけれども、これから先ほどの出生率の話もあるわけなんですが、1.4とかそういうふうな話出ているんですけども、兄弟がいないというふうことになってくるんですよ、これからは。身寄りのない人というのはどんどんと増えるんですね。兄弟がいないというのはどういうことかというと、やはり人生の一大事に頼れる者がいなくなると、人が生活していくと社会の編成とともに制度も出てきます、保険も出てきます。だけれども、これ身寄りがいるということは、電話1本で、あるいは数十万円、数百万円ぐらいのお金で何とでもなる可能性もあるんです。大変な社会に今から入ってくるわけです。頼れる人がいないんですから。

そういう事態に今から突入していくんですけども、行政としても、単身世帯が今から増えしていくのを、実際は来年の通常国会、年明けてから入るんでしょうけれども、これ各自治体に回ってくるはずなんです、この問題が。その方向性として、まだ別に公表する必要はないんでしようけれども、町民は知っていますから、この話。行政がまだ気軽で分からぬとは言っていいんですけども、ある程度の内定しておかないとこれからやはり苦慮すると思いますので、そういうふうな進め方をお願いしたいなと思っております。

これで2件目は終わりたいと思います。

続けて、3件目に入りたいと思います。

3件目、ふるさと納税の受入れについてというふうなことで、質問の相手方は町長とさせていきます。

内容でございますが、総務省によるふるさと納税の取扱額が令和2年度から6年度まで連續5年間過去最高を更新したと発表されたと。については、こうした社会情勢の下、当町の状況と今後の取組につき、以下の点について伺います。

1点目、令和2年度からのふるさと納税の受入状況について。

それから、2点目、ふるさと納税増加自治体の要因分析と当町の課題について。

3点目が、今後の取扱目標設定の考え方について。

以上3点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のふるさと納税の受入れについてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目であります、令和2年度は3,372万3,000円、令和3年度は6,502万8,000円、令和4年度は7,393万3,000円、令和5年度は7,902万5,000円、そして令和6年度は1億876万8,000円と、町内の事業者皆様の参加による返礼品数及び種類の増加によりまして、寄附額は年々右肩上がりに増加をしております。

ふるさと納税の受入れ、その推進に御協力をいただいております町内の事業者の皆様に対し、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。

次に、御質問の2点目についてでありますが、ふるさと納税制度につきましては、議員御承知のとおり、全国の自治体におけるふるさと納税の取扱いは、件数及び金額共に年々増加傾向にあり、令和5年度分において1兆円を突破いたしました。専用サイトの充実等により、御自宅からパソコンやスマートフォン、クレジットカードを用いるなどし、いわゆる食品や日用品等について気軽に取り寄せるといったスタイルが現在のふるさと納税制度の現状であると考えております。

そのような中で、特に多額の寄附が寄せられている自治体には、家電製品や購入した原材料を加工し大量生産、流通を可能とする大規模な工場、その他の環境が以前から確立されているといった事情が多いものと見ております。

対する本町の課題としましては、海産物をはじめとし、宮城県内、とりわけ沿岸自治体と似通った返礼品が多いことは事実で、いわゆる差別化がなかなか難しいといったことが挙げられるところであります。

次に、御質問の3点目についてでありますが、先ほども申し上げましたとおり、全国の皆様

から温かい御支援により、本町における令和6年度の寄附受入額は1億円を突破いたしました。

今後の寄附の受入れに向けては、もちろん、例えば、倍増となる2億円といった数値目標は掲げながらも、まずは寄附者の時々のニーズに対し寄り添うような返礼品の開拓及び情報発信の強化に努め、御協力いただいている町内事業者の皆様のお力をお借りしながら、ひいては本町の産業の振興にすべく、様々な取組を展開したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

ふるさと納税の推移を説明いただきましたけれども、令和3年あたりから徐々に増えているんですね、取扱受入額。この辺はなぜでしょうか。特徴があれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 令和3年度からほぼ倍増のような形で寄附額が増加してございまして、当町の事情といたしますれば、2年度の後半からいわゆる業者委託をさせていただいてございまして、その後、順調に金額としては伸びということで推移しているといったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 返礼品の内容と、それから人気の返礼品のメニューなんていうのは、お分かりでしたらお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 返礼品の内容といったことでございますけれども、様々魚介類からはじまりまして、例えば、食料品ということでは米などもございますし、当町では宿泊券、そういうふた様なものを御用意させていただいてございまして、今現在、展開をさせていただいている返礼品数といたしますと394品目となります。

また、人気の返礼品でございますけれども、実は議員御指摘の令和2年度以降、各年度を通じましてギンザケのほうが第1位の返礼品となってございまして、7年度間もなく折り返しの時期となりますけれども、7年度におきましても第1位の申込み件数といたしますればギンザケといった形になってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ふるさと納税は、いろいろ規制ありまして、いわゆる納税額の半分以下

に、諸経費含めてそれ以下に収めなさいという規定が、2年ぐらい前かな、あったと思うんですが、さらにこれから来年の秋にかけていろいろな規制がまた強化されるというふうなことを聞き及んでおります。その辺について、当町が懸念するような何かこういうのが今後の課題だというのありましたら、御説明お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ふるさと納税の経費率の考え方につきましては、議員御指摘のとおり、寄附額の5割以内で返礼品並びに事務手数料等について処理するようにといったことが国から示されてございます。

議員お話しございましたとおり、毎年、ほぼほぼ10月1日等を基準といたしまして制度改革といったものがなされるわけでございますけれども、今回は特にポイントの廃止等といった部分もございますし、当町が直接該当する部分はないと考えているんですけども、いわゆる工場等を区域外に有しているものの、工場等で生産されるもののいわゆる頭脳部分を当該市町村が有していれば、これまで返礼品として認められていたものが、國の方針、方向性とすれば、そういう内容についてより厳正化するといったことも示されてございます。その点について、当町で直ちにそういう見直しに伴って返礼品から除外すべきだといったものは生じないと現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 安心しました。

令和5年、それと令和6年で、いわゆるふるさと納税を寄附されている方がちょっと増えたような感じするんです。令和5年が5,000人ぐらいで令和6年が6,000人ぐらいのような数だと思ってますが、これがリピーターは何%ぐらいあるのでしょうか。リピーター、同じ人が送ってくれるというような、そういう分かれば御説明お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、議員お話しございました5年度と6年度の比較でございますけれども、5,000と6,000といった単位の部分は、人数といいますよりも取扱件数ということで御了解をいただきたいと思います。例えば、お1人の方でも4月と6月に分けますれば2件といった形で整理をさせていただいてございます。

そうしましたことから、当然、何回もといいますか、当町に対して温かい御厚志といいますか賜っている方いらっしゃいますけれども、リピート率といった部分では、すみません、現段階で整理をさせていただいてございません。御了解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 実際寄附されている方への当町のいわゆる近況情報とか、そういうふうな情報発信なんかはされているでしょうか。

なぜこういうふうなことを聞くかというと、いわゆるふるさと納税をされている方は、使途を指定して寄附されている方もおられると思うんです。その変化がどういうふうになっていくかも関心の項目の1つだと思うんです。その辺の情報発信はどの程度なのかなと思って聞くわけなんですけれども、お答えできるんだったらばお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まさに寄附いただく方々というのは、使途指定をなされる方々もいらっしゃいますので、御指定いただいた使途に応じた事業がどういった形で進捗しているかといった内容かと思いますけれども、その点については、受託会社等で製作、作成をお願いしている専用ページ等で御紹介をさしあげるといった程度にとどまってございます。

といいますのも、例えば、町のほうで定期的などで広報紙のように皆様のほうに使途の充当先、あるいは事業の充実の状況といったものをお知らせするのが本来一番丁寧な内容かと思うんですが、一方で、先ほど議員からお話がございましたとおり、返礼品が3割、その他の事務手数料等が2割以内で抑えなさいといったどうしても制限がございます。そういういわゆる御礼といった部分で丁寧さを重ねていきますと、いわゆる費用、経費率が上がるといったことがありますので、当然、寄附いただいた際には町長の御署名入りの御礼状等をお送りしておりますけれども、その後はそういった専用サイト等を通じて町の近況等もお伝えをしながら御理解をいただくということにとどめているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変恐縮なんですが、ふるさと納税の仕組みとその内容、具体的に例を取って御説明できますか。例えば、5万円を寄附された場合、それがどうなっていくのか、いわゆる送金者、そして町の受け手の状況、それらにおいてどういうふうな影響を及ぼしていくのか、簡単でいいですけれども御説明できますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 5万円というお話なんですが、1万円に仮定させていただいた方がもしかすると分かりやすいのかなと思うんですけども、1万円の御寄附を頂戴しました場合には、その半分、5割は町のほうに財源として、最終的には充当財源として確保させていただくことになります。

残る5割についてということになりますけれども、先ほどの繰り返しの部分になって恐縮ですが、3割は返礼品という形で、町内の事業者の皆様が販売等されているものについて寄附者にお返しをするという形になります。

残る2割は、送料ですとか、あとはカード決済の手数料ですとかそういったもの、また職員の人工費も一部含みますけれども、残る2割をもってそういった関係経費に充てるといったことになろうかと思います。

なお、1万円といった部分について細かく掘り下げれば、御本人が最終的にあとは寄附金控除といった形で受けられるのは2,000円を超える部分になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） また、これも確認の意味で聞きますけれども、1万円の寄附をされた場合、いわゆるその1万円は当然送付先の自治体はそれを受け入れて約30%に当たる返礼品が妥当であろうと思うんですけれども、その自治体によっても違うでしょうけれども、それらを受け取ることができますと。そして、いわゆる経費が50%以内というのはもう規制で決まっていますから、残りの20%で送料とか、それから様々チラシとかPRの方法とか事務手数料、それらを含めて総体で50%以下というふうなことになっていると思うんですけれども、要は、送金されるその人本人は、メリットとして、先ほど言われました1万円を例で言いますと、2,000円は固定費として必ずかかるもので、残りの8,000円が所得税とそれから住民税が自分のいわゆる税金がかかる分のいわゆる控除として控除できると思うんです。そういうメリットがあると思うんですよ。

簡単に言えば、自分が幾ら所得税取られて、住民税がどれだけ取られているかということを分かれば、それは本人にとっては必ず取られるものですから、そうするとその分を後で控除できるというのは、大変送金される人もメリットなはずなんです。受け手のほうの自治体も、それを送金させてもらえば50%は自治体の収益になりますよと。そうすると、返礼品のいわゆる準備とか、地域の産業振興にもつながると思うんです。これが増えてくれば、全てがウイン・ウィンになると思うんです。いわゆる送金する人も、いわゆる寄附をする人もされる人も、全てこれはウイン・ウィンになる。いわゆるお互い好循環が生まれると思うんです。

これは基本的に考えると、ふるさと納税というのは、増額されてしかるべきシステムなんですね。この考えは、かつて総理大臣をやった菅総理大臣ですか、あの人が自分の実体験を基に平成19年にこれを決めた話なんです。制度化した話です。いわゆる1人の人間が高校卒業するまで1,000万円かかりますよと。大学卒業するんだったらさらにそこから1,000万円かかり

ますよと。2,000万円のかかった、いわゆる投資したお金が、地元から離れて都会に行くと、税収はその働き先の税収になりますよと。これは不自然だというふうなことで、翌年の平成20年からふるさと納税が始まったんです。菅総理大臣は、いわゆる地方の活性化のために大いに生かせるんだというふうなことで、実例を出して進めているんです。それを生かす方法というのは、PRの仕方はどんどん増えると思うんです。

令和3年から拡大しているというふうなことですけれども、このPRをすることによって、お隣の気仙沼市ですか、莫大な税収が実際に入っていますね。昨年の場合だと121億円です。これが毎年のように続けて入っていますけれども、この辺について、当町も137%ぐらいかな、年々増加していますけれども、これらの実際のお隣の実例を踏まえてどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ふるさと納税の創生の時期のからお話しになりましたので、ふるさと納税の本質ということを考えたときに、現在のふるさと納税の在り方ということについては、私はある意味疑問を持っております。どちらかといえばショッピングといいますか、そういうふうな形になっている。本来、ふるさと納税は、菅さんが立ち上げたときは自分が応援したいふるさとに対して寄附をするとの趣旨でスタートをしましたが、先ほどお話しましたように、今はもう節税をしながら自分の好きなものを全国のあちこちからもうただ買い集めるという、持ってくるという、これってある意味非常に集まっているところがある反面、これは抜けている自治体もあるんです。

例えば、言えば、うちも派遣職員でいただきましたが、世田谷区とか川崎市とかに行くと、ここ不交付団体なんです。不交付団体は、抜けた分の交付がないんです。そうすると100億円とか80億円という金がそっくり抜けてしまっている。これ制度上の非常に問題だと私は思っているんです。

ですから、大手の新聞の方々、社説でよくこのふるさと納税の在り方について疑問を呈している社説が結構出ておりますが、総務省で今動かすのは小手先のことしか動かしていないんです。本来あるべき姿のふるさと納税というのはどうあるべきなのかということをしっかりと政府として議論すべきではないのかなというのが、私は基本的にはそう思っているんです。

ただ、とはいえる現状としてこのようにふるさと納税は進んでおりますので、それぞれの自治体で獲得合戦のような状況になっておりますが、ところが、今お話をありましたように、高額のふるさと納税を受けている自治体というのはもう既に固定化になっています。毎年ほぼ

同じところがずっと上位を占めていくというこの形というのは果たしてどうなんだろうというふうな思いもありますし、基本、ふるさと納税はどうしても、いわゆる水産物だとすれば、加工屋さんがいっぱいある余力のある自治体は強いんですが、そういった加工する業者が少ないというところについては、これは非常にマイナスといいますか伸びないんです。これはもう結局返礼品で皆さん方がふるさと納税するものですから、そういった返礼品の勝負になっているんです。

ここがやっぱりどうしても問題が出てくるんだろうなというふうに私は思っておりますので、とはいえる、企画課には倍にしろよということの話はしておりますので、言っていることが矛盾しているというのは十二分に理解をしながら、今お話をさせていただいているというところであります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 基本的には、私も先ほど発展するのが当然の仕組みだというふうなことを言いましたけれども、ふるさと納税そのものは、さっきも言いましたけれども、やはり1人の人間が高校を卒業するまで1,000万円かかる。そして、それなりにお金がかかるんですよというふうなことなんですねけれども、地元から離れて都会なりどこなりに出ていったときに、1,000万円から、あるいは大学を卒業したら2,000万円の投資した分がそっくりいわゆるほかに行くんです。地方が衰退するのは当たり前のことです。

先ほども話されたように、いわゆる都会のほうでは法人税が減収になるよと、それは当然のことです。地方において人がいなくなるというのは、どれほどのそれこそ負担になるか。税金といっても、いろいろな多岐にわたりますので、様々ないわゆる種類の中の法人税と所得税だけです。所得税は国税ですからだけれども。そうすると、法人税の減収だけで云々というようなことは、いかがなものでしょうか。

そして、さらにふるさと納税は別に田舎から田舎にやってもそれなんです。何も都会と田舎だけではないです。だから、ここに住んでいる南三陸町が自分でお世話になったところに、例えば、送金しても、ふるさと納税はこれできます。だから、それをやればいいだけです。そういうふうな仕組みづくりというのは、やはり産業の活性化なりなんなりがこれできると思うんです。私はそういうふうに思っております。

いわゆる寄附を送金する人、される自治体もWIN・WINの関係になるんですけども、こういういわゆるふるさと納税の目標を設定して増額した分を、いわゆる1件目の質問でも出ましたけれども、そういう少子化のほうの積立てなりそういう助成なりに回していくのも

それなのかなと、私はそういうふうに思うんです。実際にふるさと納税が日本全国、令和2年から6年までずっと増加しているんです。増加する要因というのは、何がそれをもたらすかと、ワイン・ワインの関係が成立しているからです。そこを理解しないと、やはりこれからの地方というのはそれほど発展してこないんじゃないかな。

当町においては、他町村はとにかくどうであっても、自分の町だけはやはり增收であるべき、そして寄附されていただく人に対してはやはりワイン・ワインの関係になるように、そういうふうな支援関係、好循環が得られるような仕組みづくりというのが必要だと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話しを聞いていますとおり、寄附額の5割は町の財源として充当させていただけますし、返礼品の3割といったことも結果的には町内に循環するといった形になろうかと思いますので、ふるさと納税の寄附額といったものが伸びれば伸びるほど、地域振興にはつながっていくものだと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君、簡明に行ってください。

○2番（阿部 司君） 簡明に、質問はこれで終わります。大変御協力ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、佐藤正明君。質問件名、1、農業耕作の課題について。2、河川管理について。以上2件について佐藤正明君の登壇発言を許します。佐藤正明君。

〔7番 佐藤正明君 登壇〕

○7番（佐藤正明君） 午後のお疲れ時間帯だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいま議長の許可を得ましたので、7番佐藤正明は登壇より一般質問1件目の質問を行います。

質問件名は、農業耕作の課題についてでございます。質問相手になりますのは町長になります。

質問要旨につきましては、今年は酷暑と記録的な降水量不足が続き、渇水状況の中で水稻栽培による用水が重要であるが、特に取水器内に水が不足すると収量が期待できることや、高温障害で白濁米になり品質の低下の被害にもつながることであります。

今回の緊急対応で田東湖から用水としてため池などに用水の運搬を実施し運搬した箇所もございますが、運搬車両が進入できない箇所は緊急に小型ポンプのくみ上げを行った部分等も

あり、その中で燃料の一部の支援を考えているというようなことでございました。耕作者は大感謝しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中から、今回の緊急対応の継続と今後の農業耕作の経営課題についての質問になります。当町の農業耕作地は中山間地で多くを占めております。近年の気候変動の影響などで水稻栽培が非常に厳しい状況下の中でも耕作を続けていることから、次の点を伺います。

渴水期の時期が長く続いており、稻作の耕作は厳しい状況下であるが、今後、今年度は終わりましたが、次年度の耕作を進めていくための支援対策を。

2、6期目、中山間地域等直接支払制度が継続となったが、団体と面積の変動は。また、管理内容などの変更はあるのか。

3、年々全国で所有者不明農地が増加傾向にあるようだ。当町の状況と今後の対応策の考えは。

以上、登壇から1件目の3問の質問となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員の1件目の御質問、農業耕作の課題についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目についてであります。議員御指摘のとおりであります。本年は記録的な雨量不足によりまして、全国的にも水田の圃場が渴水の状況となりました。町では、緊急的な対策として、8月6日からの3日間、払川ダムから取水した水をミキサー車及び散水車によりまして、町内で水不足が深刻なため池や水田に給水いたしました。

今後の支援対策としては、農業用水確保に要した電気、燃料及び給水に必要な資材購入、あるいは井戸の掘削等に要した経費を補助するため、当該補助金に係る補正予算を今回の9月会議に計上いたしております。

次に、御質問の2点目でありますが、5年前の令和2年度における交付対象団体数が10団体、4個人であったものが、今年度は9団体、2個人となっております。面積については、5年前が団体個人合わせて約75.8ヘクタールであったものが、今年度は約74.7ヘクタール、ちょっとですが減っております。また、管理内容の変更についてでありますが、農地の管理方法に変更はございません。

しかしながら、6期対策からは対象農地に地域計画区域内であることが追加されました。及び、交付金の額については、ネットワーク加算やスマート農業加算の措置が追加をされております。

最後に、御質問の3点目になりますが、一般的にであります、所有者不明農地とは、不動産登記簿等により所有者が直ちに判明しない農地及び所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない農地とされております。所有者が亡くなった後に相続登記を行っていない相続未登記の農地が該当するものと認識をいたしております。

本町の状況としては、相続未登記の農地面積が273ヘクタールとなっておりまして、農地全体の約16%に当たります。

以前から、相続未登記の問題は農地に限らず全ての地目で全国的な社会問題となっていたため、令和6年4月から不動産登記法に基づく相続登記が義務化となっているところであります。

また、農地に関しては、所有者不明による賃貸借の手続などを行うことができない場合は、借受け希望者等からの申出によりまして農業委員会による公示などの手続を経て利用権を設定することができる所有者不明農地制度という仕組みがあります。

今後については、農業委員会と連携しながら所有者の不明農地制度を活用し、農地集積を図っていかなければならぬと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ただいま答弁をいただきました。

今回、8月3日からですか、3日間、いろいろ緊急的な対応をしていただき本当に大変ありがとうございました。

それで、先日ですか、地域でいろいろ検討を持たれたわけでございますけれども、私も質問の中では、中山間地域はどうしても大型車両が当然入れないということでしたので、試しに場所ばかり見て一応確認してもらえないかと言ったら、やっぱり当然のごとく無理だと。その関係はやはり中山間だからすぐ水が全部こういう渴水時期には流れてしまって用水としては使えなかつたと。そういうことですので、今後、中山間地域のことを考えてもらいたいなど、その旨がございます。

恐らく気候も今年度で終わるのか、恐らくまだ来年もそのような状況になると思いますので、やっと農家のほうも米が上がって喜んでいるところでございますので、耕地を休ませないで耕作をしていきたいということで、耕地のほうの考えを今後どのように考えていくか、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の水、払川ダムから取水してため池に入れるというのは、農水のほ

うで緊急的にこういうことをやりたいということで私のところに来まして、今、困っているので緊急的にこれをやるしかないなという話で、そのときにはもう既に、払川ダムは県の管理でございますので県のほうにも了解をもらっていると。それが東北農政局のほうにも了解をもらっているという、全て了解をもらって私のところに来ましたので素早く立ち上げることができましたし、また、地域の方々がどういうお考えなのかというのも含めて、地域懇談会も4か所で開催をさせていただいて、それぞれの地域実情に合わせた形の中で、渇水対策をやろうということで進めさせていただきました。

十分でないという御意見もいただいておりますが、しかしながら、ある意味緊急的でありますのでそこは御容赦をいただきたいというふうに思っております。今、中山間の問題につきましても、多分同じような箇所といいますか条件があつて水が欲しいという部分があると思いますが、その辺については農水のほうからもいろいろ考え方もあると思いますので、説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 今回、補正をさせていただいている補助金につきましては、農業者が意欲を持って引き続き耕作をしていただけるようにという趣旨で制度をつくらせていただいたというところでございます。

また、今回の渇水を受けて、農業者等が独自で休耕田を利用してため池を作りたいといったような意向があれば、その都度御相談いただければ、様々な制度の御紹介とか御対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 補正ではっきりするような形ですけれども、私も今、農林水産課長が言うように中山間地域にはため池がやはり必要でないかなとそのように思っております。ですので、その方向性を今後進めていただきたいなと。地域の問題でもあるので、地権者の方も、地権といいますか用地の関係もあるかと思いますけれども、やはり水が上にないと雨なんか降っても耕地からすぐ下のほうに流れてしまうので、そういうことをひとつ進めていただきたいと。

あともう一つなんですが、次の課題にもあるんですけれども、台風19号のときに、7年前のことあるんですけれども、昔から堰として使っていた場所が、台風19号の護岸工事の復旧関係で堰が許可にならないと、そういうのも原因の1つでないかなと。ある程度、山間地に堰があれば、そこへ水がある程度たまつていれば、必要な時期にそこからパイプを使ってでも

流せたんですが、今回は降った雨とかたまり水は全部流れてしまったものですから、そういうのも大きいのではないかなど。

ですので、現地と中山間地域で活動をやっている方々に確認取って、やはりそういう堰の重要性というのもひとつ考えてもらいたいなと思います。その辺について、今後どう進めていくか、まず一応対策について考えをお知らせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） すみません、ちょっと具体的な場所が今分からぬものですか
ら、現場を後ほど確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 場所と言われますと、特定場所は私も言いませんけれども、中山間地域
がほぼそのような状況でございます。やはり河川の管理関係というのは、最近の規定で禁止
されているかと思います。昔から河川を利用して耕作していますので、やはり昔の堰という
のはそういう状況であったものですから、ただ、今現在の規定では、なかなか許可にならない
といいうような状況だったので、その地域といいますか大部分がそうなっておりますので、
その地域は確認していただいて、条件によっては対策として取れるかどうか、現状を見ない
と分からないというのは言ったんですけども、そういう考えも1つでございますので、よ
ろしくまずお願ひしておきたいと。

あと入谷地区は畑総事業をやってから50年、半世紀になるんですが、その当時、やはり用水
関係が整備されました。用水路も経年劣化で大分漏水も発生しております。前の議会のとき
も、町で2分の1とかで補助2分の1は負担するということですけれども、そのよう
な状況外なんです。もうそれ以上の被害になっておりますので、その辺についても、用水が
渴水になってしまふといいますか不足してしまうというのもありますので、その辺のやつの
今後の考え方、農林水産課では大変だと思うんですけども、町長、入谷のほうに少しミニ
圃場整備みたいな事業等を考えてもらいたいなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然の御提案でございますので、こちらのほうで可能なのかどうか含め
て、いろいろ調査、検討したいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 確かに突然かと思いますけれども、今、地区で将来を見据えた農地とい
うようなことで計画性を立てておりますが、その中でも若干話には出てきております。その

辺のやつの現在の状況といいますか、分かる範囲でお願いしたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 御質問の件が地区計画の関係かと思います。地区計画、この3月に策定したばかりでございまして、現在、それに基づいて農地の流動化などを進めているところでございますけれども、今後、さらにこの計画はプラスシュアップしてより現実的なものになるようにしていかなければならぬかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の一般質問を続行いたします。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 地域計画その他は考えているというようなことで構わぬですね。

それで、あともう一つ、今回、資材等を購入したというようなことの支援といいますか、その辺については、今回のまた補正予算のほうに幾分入っているというのは、幾分ですか、全体ですか。その辺の内容、内訳です。どのようなものがどうなっているのか、恐らく皆調べたのか、届けて予算を出したのか。そちらの積算といいますか、その辺の内容はどうなっているのか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 今回、補正予算に計上しております補助事業につきましては、大きく2つございます。

農業振興費のほうで予算措置しておりますのが、町単独の補助事業でございます。対象者につきましては、販売農家というふうに考えております。この販売農家につきましては、販売先がいろいろございますので一定の面積を耕作している方ということでこれを担保したいと考えております。補助事業の対象期間につきましては、本年の7月1日から9月30日までと。補助対象経費につきましては、水を確保するために購入したホースですとかタンク、それから水をくみ上げたガソリン代、燃料代、電気代という形で現在考えております。額の積算につきましては、50件掛ける5万円ということで予算は措置をさせていただいているというところでございます。

もう一つの農業農村整備費のほうで予算措置しておりますのは、これは県の補助事業を活用

した事業ということで現在考えております。ただ、こちらはまだ確定ではございませんので、今後、詳細が確定次第、若干変更になる可能性はあるかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 50件が対象だといいますか、これは全部聞いて歩いたのか、その辺は大丈夫ですね。見込み。まだこれ以上増える可能性もあると。そのときは県の補助関係と併せて対応していくと。いろいろ判断は難しいと思うんですけれども、やはりその辺はいろいろな面でいろいろな策を使って渇水対策というようなことでお願いしたいと思います。

1つは、農家のほうでもそのように見てもらうのはいいんですけども、これ、後で何出せ、かに出せと、領収書の関係等もあるので、それは見込みで出しているので、早くその辺のやつもしっかりと説明をして無駄のないように対応できるようにしてもらいたいと思いますが、その辺の調査は準備万端ですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 農家への案内等につきましては、予算が可決され次第、速やかにというふうに考えておりまして、申請の受け付けを各4地区の公民館で申請受付会のようなものを開催して、可能な限り農家の負担を軽減したいというふうに現在考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） よろしくお願ひいたします。

大分農家の方はこうやってやってもらうと、休耕地もどんどんなくなって一応農地のほう、遊休農地がなくなるのではないかなど思いますし、それと今回米も上がりますのでなおさらのこと、やはりこういう機会を利用して耕地を大切にしていきたいなと私自身思っておりまますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あとは次の2番です。中山間地域、1地域が抜けたといいますか、それは抜けたのではなく合併ですか。そいつはどうちなの。合併した箇所もあるし、あと単独に抜けた箇所の数が1か所なのかと。面積的には大した面積に変化ないんですけども、その辺どっちなのか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） どっちもでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） どっちもということは、1か所はやめて、あとは合併したところが出たと。あとそのほかは、歌津地区では大分やめるという地域も6期対策にあったんですけども、それは継続されていると。はい、分かりました。

3月の予算委員会のときも、同僚議員に一度質問してもらいました。私は、前から緩急の差があまりにもあり過ぎると、そういうことで今後その件について考えていくのかと言ったら、考えないという答弁でございました。それでも、私はもっともっと要望を続けていきたいと思います。

といいますのは、やはり緩急の差があまりにもあり過ぎますし、中間点を取れば予算といいますか補助の金額も救える地区もあるものですから、その辺をやはり今後大事にしてもらいたいと。この中山間事業の関係で、放棄地といいますか休耕地が少なくなってきたていると。その問題がずっと続していくと、やはり何だこれではさっぱり進歩もないから俺はその事業から抜けるというと、非常に大変な遊休農地の拡大になっていくのではないかなど。

その辺をまず町としてはどのように考えていくか。やはり地域のほうはそれなりに力を入れておりますので、町独自の考えでもいいですから、そういう考えはあるといいますか、今からやるものですからあるわけないんですけども、そういう方向性を考え対策等をしてもらいたいなと思いますが、その件については町長、いかがなもんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） この制度につきましても、国の制度の中でやっておりまますので、現時点において、新たな区分を設けるといったような計画はございません。

ただ、そういった声が農業者から上がっているということにつきましては、機会を捉えながら県・国の方にお伝えをしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） その辺については、私もこの事業というのは、5期ですから25年になりましたね。25年からちょっといろいろ地域の方たちと協力し合ってこの事業をやっておりますので、その間、やはりずっと話ししております、地域の方と。その辺、25年間、国の問題だからというような話はその都度伺っているんですけども、さっぱり進歩がないと。当然、国の問題だからというようなことを言わなければ、私たちも何とも言えないんですけども、やはり食料を作る耕地でございますので、今回も米不足というようなことで大分騒ぎましたので、小さな耕地ですけれども、大事にしていく必要があると思います。

農家のほうも、年々、耕作者の年齢も考えますと働くのも大変になってきていますので、そうなると、ある程度は専門にやっている人へお願いして、その方は今度は中山間地というのはあんまり好まないもんですから、そうした場合はどんどんまた遊休化になっていくと、そういう関係がありますので、やはりその辺、中山間地域は、早く言いますと宮城県内でも丸

森とか南三陸町とかその辺しかないんです。あとは多面的事業ということで、それこそ中田町みたいな大きな圃場を国は予算取って、あの辺はもうお金を使っても使っても共同作業やっても大変だというようなことですが、中山間地域はそういう問題ではないので、やはりその辺、今後、担当課さんのはうで頑張っていただくということの話を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） この制度の目的というのは、生産条件が不利な中山間地域で継続して耕作をしていくということを目的にしているところでございますけれども、まさに今議員がおっしゃったように、地域で5年後、10年後の自分たちの地域のあるべき姿を議論していただくということが非常に重要なと思っております。ひいては、それが今8割でもらっているものが10割につながって、さらにその先の加算につながっていくというふうに思っておりますので、そういった部分でうちの職員も積極的に関わらせていただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） そうなると、確かにそういうのも1つなんですけれども、やはり現状を見て県の職員なりなんなり連れてきて、地域はこういうものだと、やっぱりそういう話合いといいますか議論も必要でないかなと思います。では、その辺ひとつ要望しておきます。

そして、あとは管理関係です。今、5期対策では何も問題なく書類を提出されているのか、そして6期はそのままの書類管理で進むのか。その辺の内容、どうしても後々づけが多くなってくるような状況下になっておりますので、その辺についても確認しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、各集落での管理方法につきましては、大きな変更点はないというふうに認識しております。

それから、役場のほうに提出する書類関係につきましては、若干制度が変わっておりますので様式の一部に変更があるということは想定ができているところでございますけれども、その手続関係においては前期と変わらないという認識でおります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 5期対策が終わって、全部書類等が提出されたと。それには後で変更があったという今の答弁でしたが、6期対策はそのまま変更なしで行くというような、今、ち

よつと私そう聞き取ったんですけれども。再確認。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 5期対策で変更があったとは言っておりません。特に変更はございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。どうもこの年齢になると耳も遠くなつたもので、聞き違いですみませんでした。

それで、確かに6期対策になると、やっぱり毎年1歳ずつ年取っていくものですから、今、管理してくださつた方たちは毎年年を取つていろいろ書類整理も大変になってくるので、その辺については、一応町のほうではしっかりサポートしていただけるという考え方でよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 各集落のサポートということにつきましては、全力でさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それでは、3番目、年々、全国で所有者不明の農地が増加傾向にあるようだと。当初の状況と今後の対策の考えはということですが、これは一応農業委員会等で対策を今後考えていくというお話だったんですけども、現在の状況は、相続未登録が373ヘクタールと、耕地の16%、結構大きいですね。その辺なんですが、それは今後農業委員会でいろいろ考えていくと。

それと、あとは未登録相続のときの未登記の場合は、5年とか10年以内に登記しないと罰金刑に科されるということなんですが、その辺の状況といいますか、現在の国の制度の流れはやっぱりそのまま変更ないんですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、不動産登記法の改正につきましては、変更がなく10万円以下の過料が課せられるというような状況に変わりはないというところでございます。

それから、この問題について農業委員会が対応するということは、決してこれを解消することではありませんので、あくまでもこの状態でも貸すことができるという制度でございますので、この制度を活用して農地が適正に利用されるように推進をしていくということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） そうしますと、通常、農地バンクと農地中間管理機構といいますか、その辺で一応いろいろ対策していくというようなことですが、現在、農地バンク等で耕地の動きといいますか面積等は、分かる範囲でいいですが、箇所と面積等は今どうなっているのかなあと。その辺、申し訳ございませんがお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） すみません、精緻に面積が幾らという数字は持ち合わせてはないんですけども、営農計画書の配付のときに権利関係をはっきりするようにといったような助言もしている関係から、年々、手続の件数、利用権の設定の面積などが増えていっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。どんどんやはりその辺のやつ手続していただければ、もう借りる方もいろいろな町の補助も変わってきますので、貸借の関係ですか、ひとつその辺よろしくお願いしたいと思います。

相続関係は、5年後と言ったか、5年間以内、令和6年4月1日にこれ出たんですね。その5年間のうちに相続登記しないとというような、その辺はいいです。取りあえずそいつは法務省の問題でございますので。

ということで、まず1件目の質問は終わらせていただきます。

2件目の質問については、自席より行います。

質問件名は、河川管理についてでございます。質問相手は同じく町長になります。

質問の要旨につきましては、令和元年度台風19号があって7年になる形ですけれども、翌年には南三陸町にも線状降水帯の豪雨と濁流で河川災害が発生しました。これまでの豪雨などの影響で被災した護岸と取水堰の復旧状況について、次の点を伺います。

県管理の河川にある小森、大平、田表の取水堰の現状と今後の対策は。

2、台風19号で発生した流木などの処理状況は。

3、台風シーズンを控え、河川管理の対応の考えは。

以上3件を自席から伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、河川管理についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目でありますが、小森については、右岸側の水路が10メートルほど崩

壊し水路として機能していない状況となっております。しかしながら、当該水路の下流域には耕作している水田がないことから水路としての復旧を見送ったものであります、現時点においても復旧計画はありません。

続いて、大平の頭首工であります、当該頭首工は本年4月の災害復旧工事を完了しましたが、6月の大雨により頭首工の左岸側にある既存のふとんかごが流出し、宮城県において袋詰め玉石により川岸の洗掘防止を図っていただいたところであります。今後については、町が本復旧の工事を実施する必要があることから、当該工事に係る補正予算を本9月会議に計上しているところであります。

続いて、田表の頭首工についてですが、当該頭首工については、平時には特に異常を確認できませんが、稻が水を必要とする夏場の時期になると度々河川の水が渇水の状況になることを確認いたしております。現時点において明確な原因は把握できませんが、今後、原因究明とその対策について宮城県と協議をしていきたいというふうに思っております。

次に、御質問の2点目であります、令和元年10月に発生した台風19号により、町内各所の河川等公共土木施設が甚大な被害を受けましたが、令和4年度をもって全ての災害復旧工事が完了しております。

河川の出水に伴って発生した流木等のうち、河道閉塞等が生じた箇所は発災後速やかに応急工事により撤去したほか、その他の箇所につきましても災害復旧工事の進捗に合わせて適切に処理をしているところであります。

河川出水時に発生する流木は、橋梁や樋門等の河川構造物に絡まり水位を上昇させる、あるいは下流域の浸水被害を拡大させる大きな要因となりますことから、上流部や河川沿いの流木の伐採や枯木、倒木の撤去など、引き続き適切な維持管理に努め、安心・安全な河川環境の確保に努めてまいりたいと思います。

最後に、御質問の3点目についてですが、例年8月から10月頃にかけて台風の発生が多くなる傾向にありますが、あくまでも日常からの備えが重要であると考えております、事前の対策としては、定期で実施しております河川巡視・点検の継続、河川内の支障木、雑草、堆積土砂等の撤去、排水施設の清掃等、引き続き河川の維持管理を適切に実施してまいりたいと思います。

また、ハード対策のみならず、ソフト対策として防災ハザードマップの住民周知や災害訓練等を通して流域の関係機関や地域との連携を図り、有事においても災害リスクを最小限に抑えつつ、地域住民の安全を確保してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 小森の取水堰10メートルぐらいというようなことで、堰の下流側には今用水を必要としていないと、それで復旧の考えはないという答弁でした。表から見ると、ああいう状況でまずいいのか。あとは、昔から取水堰を利用して下流の方たちはそこで生活をしておりました。生活しています、今も。ですので、やはり生活水とかが排出されると。時期によっては臭いですか、その辺があると。取水堰から水が流れていればそういうこともない状況ですが、その辺については、やはりそういうことも考えて計画性はないということでおいいんですね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 小森の頭首工につきましては、今、議員からお話があったように、どちらかというと農業振興という観点ではなく環境衛生の観点でのお話なのかなというふうに伺っております。よって、今後、環境衛生の視点からどういった対策が取れるのかといったことについては、検討してみたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 繰り返しになるんですけども、前にも私この件についていろいろ質問しました。地域へ取りあえず説明に伺うということもありましたし、地域の方々からお聞きすると、そういう話もさっぱりないよということも言われました。

今回、またこうやって質問した状況でございますので、取りあえず堰としての役目を果たさないのであれば上流の堰も壊したらいいんじゃないかなと。そうすれば氾濫もなくスムーズに水も流れるし、その辺までやっぱり考える必要あるのではないかなど。住民の方たちが、そこはそうやって対応してもらえなければ、ああいう外から見て壊れたままでは管理上思わしくないから全部取り払ったらしいのではないかなということも言っておりますので、その辺の考え方等はそれまで考えているかどうか、その辺伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まずは生活排水対策というものを検討させていただきたいというのが1点でございます。

それから、撤去というのは最終的な判断なのかなというふうに思いますので、その際は河川管理者とも協議をして進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 最終判断ですね、当然。ですが、台風19号の後にあれは何したんすけ

れども、台風19号でさえ令和元年でもう7年になっております。そういう関係ですので、やはり地域の方たちもやっぱりそういう連絡がないので、何だいな、町の動きはなあというふうな、特に2級河川の中にある施設でございますので、その辺は早急に対応をお願いしたいなと思います。その辺、よろしくひとつお願いしますので。

それから、大平の取水堰ですか、これはこの間の雨で両サイドが流されたと。あと県道の一部の護岸の裏が吸い出しを食ったと。これは今回補正で対応するということでございます。

ただ、中途半端な復旧は、一応はやめていただきたいなと。せっかく工事が終わって、またそこが被災を受けたといいますか、どうしてああやって何回もやるんだろうなというようなことも言われますので、堰というのは次に出てきますけれども、私が思うのには、田表の関係も用水使う時期には水がなくなると、こいつはやっぱり構造的に地下へ浸透していくんですね。ですので、その辺を踏まえた形でやはり復旧していただきたいなと。それで大平のほうをひとつお願いしたいなと。

といいますのは、高校の下の3.11で圃場整備復旧しております。あそこの方たち、一生懸命になって、水、用水関係も立派に整備してもらったんですけども、そこの堰から取水できなかつたんです。相談に何回も来たんですけども、とにかく下流にある水をエンジンポンプにくみ上げて対応するんだとなつたんですけども、最終的には八幡川の水も渴水してしまつたと。あとはやむを得ず下のほうの井戸を8メートルを掘つたそうです。そこから水を上げて何とかその時期には対応しているようなので、その辺を踏まえますと、やはり1回で済むことですので、一応、発注する方はプロでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。ということで、大平取水堰ですね。

田表は、私思うのには、今言ったように渴水時期には1つは漏水するし、そしてあと下の護床工とか魚道というのはもう宙に浮いていますので、やはりあれもある状態だと今度大雨來たら皆堰自体がなくなるのではないかなどと。その辺の対策を再度伺つておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 田表地区の頭首工につきましては、私も現場を確認させていただきまして、表面の剥離なども確認をしているところでございます。

今後につきましては、土地連が行つてゐる農業用施設の診断というのもございますので、こういったものを活用しながら、客観的に現在の状況などを確認した上で対策を考えたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） よろしくお願ひいたします。堰については、検討するやら対応するやら
というようなことで、そういう形でよろしいですね。
では、次の2に入ります。

台風19号で発生した流木などの処理状況はということで、令和6年度でほぼ完了していると
言っているんですが、私の見方が悪いのかな、ちょっと台風19号で流れた杉なんかは大上坊
川に2か所ほどあるんですけども、あと桜葉の川には1か所とちょっと見受けられるんで
すが、それも1回議会ではお話しはした記憶がございます。

まず1か所、場所を言うと、議長があんまり場所は言うなと言うんですけども、一応場所
については、三陸道の高架橋の下、あいつはのり面の杉が台風19号から下へ流されて、その
ままの状態で四、五本寝ております。

あとは同じ大上坊のほうですけども、大上坊の生活センターの前ですか、あそこに木橋が
あるんですけども、台風19号で木橋の桁がやはり19号で落とされたんです。そして、橋に
刺さっていると。そして、そのほかに、それがもとで上から流れた根っこがそこで引っかか
ったんですけども、水道工事をやったときに、いやあいつぐらいは取ってくれよと言った
んですけども、そいつはやっぱり取りました。

ただ、まだ木橋の木はそのままになっているので、また雨降ればそこへ引っかかるって災害が
起きると。その辺の処理状況はすぐ対応してもらえるのか。その辺なんですが、いかがです
か。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 河川の場合は、そういう流下阻害、いわゆる川の流れを邪魔するよ
うなもの、非常に危険なものがあれば、我々のほうで可能な限り早急に対応したいというふ
うに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 今、現地言ったから分かると思うんですけども、即対応していただき
たいなど。さっき答弁にもありましたように、9月、10月は台風シーズンでございますので、
そして、たまたまこの地域は雨が降らなくてまず済んでいるんですが、北とか南のほうは大
雨で大変だということですので、その辺、即急にお願いしたいと思います。

それで、今、大上坊の木橋というお話をしました。その件なんですが、その木橋、1回私議
会でも言ったし、今度住民と議会との懇談のときにも、地区の区長さんが職員さんが替わる

たび二転三転しているというお話が住民と議会との懇談のときありました。その後、私、3月にお話ししたんですけども、そしてまた、あそこの住民の代表の方が言っていました。

1回目については、いろいろ町から鉄の桁をやるから、また工事は地元でやってくださいということを聞かされたので、その方は自信を持って地域の方にお話ししたようです。こうやってやってくるんですよと。そして安心したようですが、さっぱりなかなか仕事を段取ろうと思ったら、鉄を運ぶのには大型車両とかユニックとかクレーンが必要だからということできつと難しいんだけれども、やる方向で進めていたんです。そうしていたら、そのうちに今度はあの部分が法定外公共物だから手をかけられないというようなことをまた言ってきたそうです。

法定外公共物というのは、私は町管理でないかなと思うんですが、その辺は今までの経緯は事実だと思いますのでその内容は確認されていると思っているんですが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 法定外公共物については町の所有ということになっておりますが、議員おっしゃる橋については基本的な町の橋ではないということで、町の復旧は困難だということでお話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 橋は、やはりそうするとあそこの地域の方たちの持ち物だということで、では、あそこのところの水道は町の分だからそいつはいいのかな。そうすると、橋だけは手をかけられないということで。

といいますのは、その地域ではやはり大人も減ったので、生活センターのことも考えているようでございます、解体すると。解体して、あとはそこのセンターに通う橋も、こいつは部落で架けたんだから撤去するというふうな話なので、やはりあそこの奥に何人かは生活しているんです。そうすると、その方たちの足を塞ぐというような形になるんですが、それはそれではっきり地域のほうにお話ししていただきたいなと思います。私から言っても、今度又聞きでそういう話になるとうまくないので、その辺はしっかりお願ひしたいと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今のお話の件につきましては、令和4年に当時の行政区の代表の方からお話をいただいて、我々も現地を確認して、文書でもって困難であるということで回答

をさしあげております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 文書といいますのは、困難だということですね。それは課長名なのか、町長名なのかですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 文書の名前は町長名になっておりました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それでは、取りあえず地域の代表者はそれが行っていると。では後で確認させますので、そして、それに対して幾ら町長からの命令来ても、やはり地域のことはある程度頭に入れてもらいたいなどそのように思いますので、後日、町長伺う可能性があると思ひますので、対応等ひとつお願ひしたいなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件は私にも直接来ましたし、それから星議長のほうにも何度もこの話は来ておりまして、星議長は星議長として現場に行きましたし、私も職員と一緒にその現場に行って、なぜできないのかという理由はしっかりと我々も職員から確認をさせていただいて、これはもう無理だ、これやっちゃつたらばほかの同じケース全部、町内全部やらなきゃないよということになって、これはもう申し訳ないけれどもできないということで町として判断をさせていただきましたので、ここはひとつ御理解をいただくしかないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 分かりました。では、私もその地域の代表のほうにはしっかり話をします。この議会で新たに申し上げましたし、町長名で書類が来ているのでということを再確認させますので、そういう答弁でございましたので、取りあえず大上坊の件は終わりたいと思います。

それで、再確認ですけれども、取りあえず、また流木に戻るんですけれども、流木は近々対応していただけすると。処理ですね、現地。桜葉川にもございますので、1回、板金屋さんの前なんですけれども、見ていううちに木が倒れて電線に引っかかって、その分は処理したんです、根っこが邪魔になっていたんです。こいつもついでに取ったらいいのではないかと言ったら、これは予定外だからと。予定外でなく、やっぱりそういう危険を要するような場所はそのときに対応しないと、このように5年も6年も投げているような形になるので、その

辺の判断をしっかりと処理をしていただきたいなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 一般論を申し上げますと、道路も川も同じなんですが、生育している木は個人の財産になります。ですので、基本的には個人の方に処分、伐採等をお願いしております。ただ、それがどうしても喫緊に危険なものであると我々が判断した場合には、所有者さんの了解を得て町が処分する場合もございます。そこはケースを見ながら我々としては判断させていただきたいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 今、所有者の方は所有者で処理と言いますけれども、河川に根っこが落ちているんです。そうすると、河川区域でないかなと。そういう状況だから、私、今お話ししたので、その辺はしっかりと現地等を確認していただきたいなと思います。そういうことで処理を期待しております。

今日は初日ですので、あとやめたいと思います。

台風シーズン、それなりに河川管理対応は考えるということでございますので、ひとつその辺の対応、対策をしっかりとやっていただいて、台風シーズン、災害のない地域にしてもらいたいと思います。

以上、私はこれで一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で佐藤正明君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明3日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明3日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時20分 延会

